

埼玉県男女共同参画基本計画(案)に対する県民コメント等への県の対応・考え方について

【県民コメント実施概要】

・県民コメント実施期間 令和3年10月1日(金)から10月31日(日)まで

・意見の件数 150件

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
1	計画全般について		どの課題に対しても男女共同参画の視点が必要である。SDGsの考えを取り入れた計画であるので、県民生活全般に対して男女共同参画の視点(ジェンダー平等)が取り入れられるようにすべきである。そして、計画が実行性のあるものにすべきである。計画にあっても、実際には実行されていない事案が多い。性別にかかわらず、その人がその人らしく生きられる埼玉県となるような計画となるよう強く要望します。	御指摘を踏まえ、県民生活全般に男女共同参画の視点を取り入れられるよう、計画の推進に尽力してまいります。 →【修正なし】
2	第1章 計画策定の趣旨 第2章 計画を推進するための基本的な視点	1, 12	「第1章 1 計画策定の趣旨」での記述を修正し、埼玉県としてのこれまでの取組についての反省、現状認識、今後の取組への意欲を示すべきである。また「第2章 2 計画を推進するための基本的な視点」での記述を修正し、正しい現状認識と危機感を表現すべきである。また、後者では、「コロナ禍による女性の困難、被害について適切に対処し、埼玉県において、ジェンダー平等なポストコロナ社会を構築して、コロナ禍という災害から復興する」など掲げるべきである。	現状と課題については、今回新たに基本目標別に関連データとともに盛り込んだところです。また、男女共同参画をめぐる本県の状況として、全国順位も含めお示ししております。 今後の意欲については、御指摘を踏まえ、以下のとおり盛り込みます。 →【修正あり】 「男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させていく必要があります。」(P1)
3	第1章 計画策定の趣旨 【表現の修正について】	1	P1 計画策定の趣旨の文中の表現の修正。 「特に女性に対する…(DV)や性暴力の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響などが浮き彫りになっており」とあるが、事象が浮き彫りになっているとは言っても、懸念が浮き彫りになっているとは言わないのではないか。 ・暴力が増加・深刻化するとともに、とした方が良いと思われる。 ・または、P8同様「女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。」と切った方が良い。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、令和2年から…未曾有の危機をもたらしており、特に女性とその大きな影響を受けています。配偶者…DVや性暴力の増加や深刻化が懸念され、雇用・所得への影響などが浮き彫りになりました。」(P1) →【修正あり】
4	第1章 男女共同参画をめぐる本県の状況 【テレワークの普及について】	9	「テレワーク、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機ともなっております」とされているが、テレワークとして在宅勤務、在宅ワークが行われる場合、女性の負担が重くなる可能性が高く、また、高まるストレスにより、DV被害の可能性も高まるのであるから、その導入・定着を図ることがジェンダー平等に直接貢献するわけではないので、削除するか、書き方を改めるべきである。	テレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進は女性をはじめ幅広い層の労働参加に有効であると考えます。 テレワークの推進にあたっては、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(3)様々な就業形態における就業環境の整備」に係る推進項目「①多様な就業形態における就業環境の改善」の中で、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知等により、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進してまいります。 御意見については、P.8「(5)新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応で在宅時間の増加によるDV被害の増加・深刻化」について盛り込んでいます。この点を踏まえ計画の推進を図ってまいります。 →【修正なし】
5	第1章 男女共同参画をめぐる本県の状況 【デジタルデバイドの防止、DXの実現とジェンダー平等について】	9	「また、デジタル社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタルデバイドを防ぐことが求められています」と書かれているが、であるならば、ジェンダー平等の視点からは、男女間でのデジタルデバイドの有無について記されるべきである。その後も、「本県においても、～社会全体の「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の実現を目指しています」と続くが、そのように「デジタルトランスフォーメーション」が起きる際に性別によって不利益が生じないようにすることが、男女共同参画政策として求められることである。「デジタルトランスフォーメーションの実現」が直接ジェンダー平等社会に資するわけではないので、こうした書き方は改められるべきである。	第1章 計画の策定にあたって「4 男女共同参画をめぐる本県の状況」では、本県の男女共同参画を推進する上で、踏まえるべき主な社会情勢を記載しております。デジタル社会への対応は、国の計画を踏まえ重要なものと捉え、掲載しております。 ジェンダー平等の視点からは、女性の経済的自立のためにデジタルデバイドを防ぐ必要性を記述しています。 本県のDXの取組も、男女共同参画を加速させる、多様な働き方の実現など、新しい働き方や暮らし方の定着に資することから、盛り込んでおります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
6	第2章 計画の目標 【女性に対する支援について】	12	計画の目標は、「男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～」とのことである。 「人権が尊重され」とあらゆる場面で言われるが、女性の参画が少なく、女性が厳しい生活を強いられることが多い。コロナ禍でそれが浮き彫りとなった。次期計画の策定において、女性が生活を取り戻すことを最重点課題として全力で取り組むべきである。	計画を推進するための4つの基本的な視点は、御指摘のとおり、女性が自分らしく安心安全に活躍できることを目指し、設定しております。施策の推進に尽力してまいります。 →【修正なし】
7	第2章 計画を推進するための基本的な視点 【表現の修正について】	12	「女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な課題となっています。」とあるが、〇〇を解決するための課題になっているとは言っても、阻害する課題になっているとは言わないのではないか。 ・男女共同参画社会を形成するために極めて重要な課題となっている、とした方が良いと思われる。 ・または、阻害する重大な要因となっている、とした方が良い。	計画案といただいた御意見との趣旨の差異がないため、原案どおりとします。 →【修正なし】
8	第2章 計画を推進するための基本的な視点 【女性活躍の定義について】	12	埼玉県における「女性活躍」とはいかなる意味をもつ言葉なのかについて、定義あるいは説明がない(「男女共同参画」については推進条例に定義がある)。定義すべきである。そして、その定義に基づく形で計画が策定されなければならない。 参考:埼玉県男女共同参画推進条例第2条第1号 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。	計画案は、女性活躍推進法第6条第1項に規定する県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画にも位置づけております。(p1) 従って、「女性活躍」は「女性の職業生活における活躍」を意味します。 →【修正なし】
9	第2章 計画を推進するための基本的な視点 【ジェンダー平等の明記について】	12	第2章 計画の基本的な考え方 2 計画を推進するための基本的な視点 すべての視点に「ジェンダー平等」「ジェンダー視点」という基本的な位置づけが必要です。 埼玉県男女共同参画基本計画においては、p13ページの(4)の引用文にジェンダー平等があるだけです。基本的な視点に「ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する」など、「ジェンダー平等」を明記してください。県民へのジェンダー平等の概念等の周知が必要であり、男女共同参画基本計画に位置付けてください。	御意見を踏まえ、基本的な視点(4)の文を以下のとおり修正します。 「…SDGs・ゴール5『ジェンダー平等の実現』をはじめ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例や国連の動向を踏まえながら…」(P13) →【修正あり】
10	第2章 計画を推進するための基本的な視点 【ジェンダー主流化の推進について】	12	アジェンダー前文の引用に、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」を追記し、「ジェンダー主流化」の推進を掲げることを要望します。	御意見を踏まえ「2015年9月25日 第70回国連総会で採択 我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030 アジェンダ(仮訳)」より、以下のとおり追記します。 「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」 →【修正あり】
11	第2章 計画を推進するための基本的な視点	13	SDGsゴール5「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」は、「17ゴールの一つ」であるばかりでなく、「すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」(パラグラフ20)とされ、重い扱いとなっている。この点も記述し、強調すべきである。	同上
12	第2章 計画を推進するための基本的な視点	13	SDGsに関しては、現在策定中の県5か年計画においても、その構想の中核(「埼玉版SDGs」という表現も使われている)となっている。であれば、埼玉県男女共同参画基本計画は、その「部門別計画」という位置づけを越え、ジェンダー平等視点から5か年計画を主導するものでなければならない。このような趣旨での記述を行うべきである。	ジェンダー平等の視点については、県5か年計画案の「将来像2 誰もが輝く社会」において、男女共同参画の推進を盛り込んでおり、計画全体を貫く視点として位置付けています。 こうした点を踏まえ、男女共同参画基本計画は、5か年計画と整合性と取りながら、ジェンダー平等の実現を目指してまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
13	第2章 計画を推進するための基本的な視点	13	SDGs文書のパラグラフ20においてはさらに、「新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」として、「ジェンダー主流化」が述べられている。 男女共同参画基本計画は、上記を実現するためのプログラムとして、男女共同参画社会基本法によって規定された政策であることを想起し、この点を「基本的な視点」に明記し、適切に実行することを求める。5カ年計画がSDGsを基盤とし、また、「5 計画を着実に実行する仕組み」としてEBPM(Evidence Based Policy Making)を掲げているのであれば、なおさらである	御意見の御趣旨につきましては、「第2章 計画の基本的な考え方 2 計画を推進するための基本的な視点」を計画全体を貫く視点として盛り込んでいます。 【基本的な視点】 (1)あらゆる分野で男女の人権を尊重する (2)男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる (3)男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く (4)SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する →【修正なし】
14	計画の体系 【計画の構成について】	15	「基本目標と施策の柱」(現行計画では「8つの基本目標と11の施策の柱」)をやめ、「目指す姿と基本目標」(「4つの『目指す姿』と10の『基本目標』」)という形でスタイルが変更されている。 このような書きぶりは、近年「政策評価」をめぐる動きの中で自治体へも広がっている「バックカスティング」のアプローチを想起させる。そこでは、将来実現したい状態を掲げ、そこから必要な施策を考えていく形で、施策や事業の因果関係をより明確にし、成果を上げていくことが考えられているが、この変更がそうしたことを目論んでいるのであれば、「埼玉県における男女共同参画社会の実現」という政策目的と施策や事業の関連性、実効性がより厳しく問われていくことになることに留意すべきである。	男女共同参画社会の実現に向けた施策は、あらゆる場や分野で図っていく必要があり、多岐に及びます。 そこで、4つの目指す姿により、各々の施策が、どのように男女共同参画社会の実現に結び付いていくのかを、分かりやすく提示し、県民、事業者、民間団体及び市町村等と連携して施策の推進に取り組むことを目指しています。より実効性のあるものとなるよう尽力してまいります。 →【修正なし】
15	計画の体系	15,16	「メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進」は、「基本目標」レベルに出されるべきである。	基本目標は、「目指す姿」につながる基本的な目標を設定しております。 御指摘の「メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進」は、基本目標「固定的性別役割分担意識や偏見の解消」に大きく貢献する施策の基本的な方向として位置付け、推進してまいります。 →【修正なし】
16	計画の体系	15,16	「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備、適切な運用」を「基本目標」に掲げるべきである。	御指摘の「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備、適切な運用」については、国の計画において、「働く意欲を阻害しない税制や社会保障制度等の見直し」や「家族に関する法制の整備等」などが盛り込まれております。 自治体としては、国の制度設計の下、施策レベルで取り組んでおりますが、計画案では、基本目標分野別に推進項目として整理し、推進してまいります。 →【修正なし】
17	計画の体系 【会計年度任用職員制度の見直しと非常勤職員の処遇の適正化について】	15,16	P15.16 目指す姿Ⅱ「経済社会における女性活躍の拡大」の基本目標に「会計年度任用職員制度の見直しと非常勤職員の処遇の適正化」を追加する。 (理由) ①昨年度から導入された会計年度任用職員制度は、年度ごとに必要性が判断されるような仕事ではない専門的知識や経験を有する相談窓口業務や婦人相談所等の相談員や、男女共同参画推進センターの事業担当職員を、当該制度の職員と位置付けて、非正規女性職員の待遇改善どころか正規職員との格差を拡大している。新型コロナウイルス感染症対策で行政機関、公の施設の対人直接業務が縮小、オンライン化される中で相談窓口、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターの女性相談員の業務は増えている。 ②雇用主・事業主体である県がまず、問題の解決に取り組むべきである。	会計年度任用職員の業務の内容や責任の程度については、組織の管理・運営に関する業務や権力的業務を担う常勤職員の職と異なる設定とする必要があります。その一方で、会計年度任用職員が一定の専門性や経験を必要とする業務を担うことも可能とされています。 会計年度任用職員の配置にあたっては、常勤職員と会計年度任用職員の適切な役割分担の下で行っている他、業務内容や業務量の変動に応じた見直しを行っています。 今後も、各会計年度任用職員の業務内容や業務量、責任の程度を把握し、引き続き適切な配置に努めてまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
18	計画の体系 【基本目標の追加について】	15,16	<p>P15.16 目指す姿Ⅳ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う」への基本目標の追加</p> <p>① 現行施策の柱「8 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進」を追加する。 (理由) 現行施策の柱が基本目標に構成替えされる中で削除され、施策の基本的な方向「メディアにおける…自主的な取組への働きかけ」とメディアだけが挙げられている。しかしながら、コロナ下にあっては、県自らの情報提供はますます重要になっており、基本目標に据えるべきである。 関連してP73の施策の基本的な方向に県の自主的取組を掲げるべきである。</p> <p>② 「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備、適切な運用」を追加する。 (理由) 基盤の整備には2つ、1つは社会制度等の問題、1つは意識の問題があると考え。コロナ下での給付金の世帯単位の問題等、深刻化した女性の貧困への対策としては、自治体レベルでの取組が重要である。「Ⅳ-1の施策の基本的な方向(2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援」の大前提として不可欠である。 参考 国計画「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」</p>	<p>①計画案では、県の男女共同参画の視点に立った広報の推進については、「基本目標Ⅳ-1 施策の基本的な方向(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進」に位置付けています。 御意見を踏まえ、県が率先して男女共同参画の視点に立った広報を行っていくことを施策の基本的な方向の説明の中に、以下のとおり盛り込み修正します。 「施策の基本的な方向(1)の説明(P72) 固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を基に率先して、事業者や県民… →【修正あり】</p> <p>②御意見については、国の動向を踏まえながら「基本目標Ⅳ-1 施策の基本的な方向(2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援」により推進してまいります。 →【修正なし】</p>
19	推進指標全体	17	<p>男女共同参画基本計画における数値指標は、これまで、国においても、政策目的との関連が不明なものが含まれていたが、それは埼玉県においても同様である。また、推進指標は、「施策の基本的方向」ごとに最低1点は掲げるなどの方針を示すべきである。</p>	<p>推進指標については、上位計画である5か年計画等と整合性を取りながら、各々の基本目標の達成に向けて代表的な指標としております。 なお、前計画の推進指標が34と多く、分かりにくいと御指摘をいただいていることから、現行計画より基本目標に対し、1～3として、14の指標としております。 →【修正なし】</p>
20	推進指標No.1	17	<p>基本目標Ⅰ-1の推進指標を『女性の管理職の登用の割合』に変更してください。審議会などの委員に占める女性の割合は、現状値は39、2%になっており、女性登用への意識は浸透したと思われます。しかし、毎回の基本計画に目標値を盛り込んでいるにも関わらず、女性の管理職登用は進まず、未だに20%以下となっています。男女共同参画の推進にとっても意思決定の場に女性がいることが必要です。 同様に、基本目標Ⅳ-2の推進指標を『学校の女性管理職の割合』としてください。男女平等の教育を進める学校にこそ、女性管理職を増やすべきです。</p>	<p>基本目標Ⅰ-1の推進指標として、「審議会などの委員に占める女性の割合」としている理由としては、その促進を図ることで県内における女性登用に向けた取組が広がることで期待されることから、現行計画に引き続き、設定をしております。 女性職員の活躍の推進については、令和3年4月に策定した「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」、「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づき取組を進めているところです。それぞれのプランでは、令和7年度末までの計画期間において、女性管理職の更なる増加に向けた登用などに重点を置き、数値目標として「管理職に占める女性職員の割合を概ね2割程度」とすることを位置づけており、これにより推進してまいります。 基本目標Ⅳ-2の推進指標については、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進が人権尊重を基盤としていることから、計画案のとおり設定しております。 →【修正なし】</p>
21	推進指標No.1	17	<p>計画の推進指標【目指す姿Ⅰ】基本目標Ⅰ-1の推進指標を女性の管理職の登用の割合に変更してください。審議会などの委員に占める女性の割合は、年々上がり、現状値は39、2%になっています。確かに、未だに女性の委員がいない委員会もありますが、県の努力によって女性の登用への努力は続いており、一定の役割を果たしたと言えるでしょう。しかし、女性の管理職登用は進まず、未だに20%にも達していません。意思決定の場に女性がいることが男女共同参画を推進する上で最も重要です。 推進指標を女性の管理職の割合とすることで、審議会への女性の登用と同じように、全庁挙げての取組となります。 推進してください。</p>	<p>基本目標Ⅰ-1の推進指標として、「審議会などの委員に占める女性の割合」としている理由としては、その促進を図ることで県内における女性登用に向けた取組が広がることで期待されることから、現行計画に引き続き、設定をしております。 女性職員の活躍の推進については、令和3年4月に策定した「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」、「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づき取組を進めているところです。それぞれのプランでは、令和7年度末までの計画期間において、女性管理職の更なる増加に向けた登用などに重点を置き、数値目標として「管理職に占める女性職員の割合を概ね2割程度」とすることを位置づけており、これにより推進してまいります。 →【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
22	推進指標No.1	17	<p>計画の推進指標【目指す姿Ⅰ】基本目標1-1の推進指標に「県職員の管理職における女性の割合」を入れてください。「令和7年度末までに概ね20%程度とする登用推進」とp22には文書明記はありますが、推進指標に位置付けられることで、推進状況が数字として明確化され、県の計画の推進状況に他の自治体、民間企業も激励されるものです。意思決定機関への女性の参画が現状よりほぼ倍化されるもので、様々な教訓が生まれるものと期待します。指標に位置づけるとともに、その推進状況の教訓を明らかにし、その過程を公表してください。</p> <p>同様に、基本目標1-1の推進指標に「教育委員会全体の管理職における女性の割合」を入れてください。</p>	同上
23	推進指標No.1	17	No.1 50%にすべきです。審議会委員は調整してお願いできます。	<p>「目標値の根拠」設定の趣旨を御理解いただけるよう、新たに計画案に「目標値の根拠」の欄を追加しました。</p> <p>→【修正あり】</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、計画を推進する中で女性委員の割合を高めるよう取り組んでまいります。</p>
24	推進指標No.2	17	No.2 100%にすべきです。審議会委員は調整してお願いできます。	<p>「目標値の根拠」設定の趣旨を御理解いただけるよう、新たに計画案に「目標値の根拠」の欄を追加しました。</p> <p>→【修正あり】</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、計画を推進する中で女性委員の割合を高めるよう取り組んでまいります。</p>
25	推進指標No.3	17	No.3 100%にすべきです。県の職員こそ民間企業の模範にならなければいけません。	<p>「目標値の根拠」設定の趣旨を御理解いただけるよう、新たに計画案に「目標値の根拠」の欄を追加しました。</p> <p>→【修正あり】</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、計画を推進する中で男性県職員の育児休業取得率の割合を高めるよう取り組んでまいります。</p>
26	推進指標No.3	17	<p>No.3 男性の育児休業取得率 に関して、以下のような疑問が残る。修正をお願いしたい。</p> <p>育児休業とは、何日間以上を「休業」とみなすのか、「休暇」との違いは何か、定義をきちんと示すべきである。例えば、1週間以内～2週間程度のごく短期間を「休業」と見なすのは、余り意味がないと思われる。</p> <p>[理由]ごく短期間の育児「休業」は、単に取得率を数字の上で高くみせるだけで、実際の「男性の育児の参画拡大」にはならない。私見では、最低でも1か月以上ないと、「休業」とは言えないと思う。</p>	<p>育児休業とは「地方公務員の育児休業等に関する法律」に定めるものを言います。</p> <p>県では、男性職員に対し2週間以上の育児休業の取得を奨励しています。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、長期の育児休業取得促進に取り組んでまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>
27	推進指標No.4	17	<p>「基本目標I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大」4「地域社会活動に参加している県民の割合」地域活動への参加は女性の方がより活発とみられるので、また、ここでは「男性の参画拡大」を掲げているのだから、数値目標を置くのであれば、男女別にすべきである。</p>	<p>「地域社会活動に参加している県民の割合」は、県政運営の基礎計画である埼玉県5か年計画の指標でもあり、本計画の指標と整合性を図っています。</p> <p>男女別の数値については、県政世論調査で進捗状況を把握しています。</p> <p>→【修正なし】</p>
28	推進指標No.8	18	No.8 全市町村にすべきです。先駆的に取り組んでいる市町村の例を未設置の市町村に紹介し、あるいは予算も組んで全ての市町村に設置すべきです。	<p>被害者にとって身近な市町村における、配偶者暴力相談支援センターの設置は支援強化につながります。そのため、県としても全市町村への設置を目指し、技術的支援を行う必要があると考えています。</p> <p>5年間の目標として、人口10万人以上の市に対し重点的に働きかけることとして、設置目標を30市としています。</p> <p>→【修正なし】</p>
29	推進指標No.8	18	<p>配偶者暴力相談支援センターの設置市町村数が20市(2年度)→30市(8年度)となっている。</p> <p>そこで、相談体制の充実ではガイドラインをつくり、相談員の研修をしっかりと図って欲しい。</p> <p>市の職員が平常の業務をこなす傍らで相談を受けて被害を防ぐまで関わられるのが不安がある。</p>	<p>市町村での相談体制の充実を図るため、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進及び設置後の助言などを実施しています。</p> <p>また、相談員の資質向上に向けて、「DV相談ハンドブック」の作成や、研修や事例検討会などを実施しています。</p> <p>今後とも、相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
30	推進指標No.8	18	<p>No.8 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数 に関して 県は上記センターの設置にあたって、トータルの数だけに注目するのではなく、最低限必要な設置条件や支援の質を確保するための「具体的なガイドライン」を打ち出すことを要望する。</p> <p>(理由) 配暴センターは「被害者の支援に必要な体制であること」は当然であるが、その詳しい中身、相談体制や支援の内容が、各センターによって大きく異なっているのが現状である。同じようなDV被害にあっても、住んでいる地域によって受けられる支援に大きな違いがあってはならない。どこに住んでいても、ある一定の支援の質・量が担保されるよう、県がガイドラインを示したうえで、財政的支援や職員研修などを行う必要がある。従って、配偶者暴力相談支援センターの設置は量とともに質の確保が課題である。</p>	<p>市町村の配偶者暴力相談支援センターは、被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、被害の発見や相談への対応、安全の確保、被害者の自立において必要多くのサービスの提供等、重要な役割を担っています。</p> <p>県では、配偶者暴力相談支援センターの機能強化に向けて、県の「市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の手引き」を作成し、設置に必要な条件をお示するとともに、センター相互の情報共有や意見交換を図るとともに、事例検討を行う機会を設けております。また、相談員を対象に研修を実施し、資質の向上を図っています。</p> <p>今後とも、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進とその機能強化を図ってまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>
31	推進指標No.10	18	<p>No.10「人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合」 事業の参加者へのアンケート調査において行動変容の可能性は、事業それ自体の評価になりうるとしても、こうした事業には、もともと関心のある市民が参加すると考えられるため、Ⅲ-2の「(3)障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援」についての指標として適切であるとは思われない。</p> <p>埼玉県は、「人権に関する県民意識調査」を実施してきた。調査結果の「施策の基本的な方向、指標」への利用が行われてしかるべきである。10年に一度の実施ではなく、より頻回に調査を行い、埼玉県の人権状況を把握するべきである。</p>	<p>人権啓発イベント・研修会等に参加するだけでなく、人権を尊重した行動を心がけることが重要であることから、この指標を選定しています。</p> <p>令和2年度に実施した人権に関する県民意識調査の結果(10年前と比べて人権尊重の意識が高まった人の割合が8.7ポイント増)を踏まえ、5年間で10ポイント以上増加させることを目指し、この目標値を設定しております。</p> <p>「人権に関する県民意識調査」は、「埼玉県人権施策推進指針」の10年毎の改定に併せ、実施しているところです。</p> <p>県の人権状況については、人権啓発イベント・研修会参加者に対するアンケート等の実施を通じて、適宜把握し、施策に反映してまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>
32	推進指標No.10	18	<p>基本目標に「生活上の様々な困難」と現実の問題を掲げて、「支援」を掲げるならば、少なくとも一つ具体的な支援策を指標とするべきである。</p> <p>(理由) この指標は、仮に多様性の尊重の(意識啓発)指標になりえたとしても、「(3)障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援」のみならず、基本目標 生活上の様々な困難への支援 そのものの指標にはなりえない。と考える。</p>	<p>人権啓発イベント・研修会等に参加するだけでなく、人権を尊重した行動を心がけるようになることが重要であることから、この指標を選定しています。</p> <p>この基本目標Ⅲ-2については、様々な分野についての記述があるので、それぞれについての指標ではなく、人権という視点からの総合的な指標としました。</p> <p>→【修正なし】</p>
33	推進指標No.10	18	<p>これまでのアンケートではどうだったか確認する必要があるが、人権啓発イベント・研修会等への参加者は概ねテーマに関心を持った人が多いと思われる。まず、無関心な人にいかに参加してもらおうかが大事である。(1)(2)(3)(4)の施策の基本的方向のイベント・研修会等の実施回数や、初めて参加した人の割合を目標値とすることが考えられる。</p>	<p>人権啓発イベント・研修会等に参加するだけでなく、人権を尊重した行動を心がけるようになることが重要であることから、この指標を選定しました。</p> <p>オンライン研修会では、個人を特定できないものもあるので、初めて参加した人の割合を目標値とするのは困難な状況にあります。</p> <p>→【修正なし】</p>
34	推進指標No.11	18	<p>介護認定2になることと健康寿命を関連付けては高齢者が生き生き生活できるという施策を作る根拠にならない。</p>	<p>本県の健康寿命は、「あと何年、自立して健康に生きられるか」を示した期間としております。</p> <p>→【修正なし】</p>
35	推進指標No.12	18	<p>推進指標No.12「自主防災組織の組織率」は「役員の女性比率が30%を超える自主防災組織率」とすべきである。</p>	<p>自主防災組織の設立や活動の際には女性の視点を盛り込むよう促しており、組織率の増加は男女共同参画の視点に立った防災対策の推進にも資するものと考えております。</p> <p>まずは、組織率を高めることで、共助の空白を埋め、女性が地域で防災活動に参画するための受け皿を増やしたいと考え、この指標を選定しております。</p> <p>御意見につきましては、取組を進めるにあたり参考とさせていただきます。</p> <p>→【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
36	推進指標No.12	18	「基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 No.12「自主防災組織の組織率」 女性の参加について問題が指摘されているのだから、地域防災会議の女性委員比率や、女性防災リーダー講座の実施自治体数など、女性に関する指標を置くべきである。 国のこの分野での成果目標は、「都道府県防災会議の委員に占める女性の割合」（埼玉県は、11.0%、全国で下位から12位と低ランクである）、「市町村防災会議において女性が登用されていない組織数」、「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」、「消防吏員に占める女性の割合」、「消防団員に占める女性の割合」である。これらについて、数値目標を掲げるべきである。	推進指標については、上位計画である5か年計画等と整合性を取りながら、各々の基本目標の達成に向けて代表的な指標としております。 なお、前計画の推進指標が34と多く、分かりにくいと御指摘をいただいていることから、現行計画より基本目標に対し、1～3として、14の指標としております。 防災分野における参画状況は、条例14条に基づく年次報告にて公表しています。なお、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合の本県の順位は下位から14位となっています（R2年度）。 今後とも進捗状況を踏まえながら、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進してまいります。 →【修正なし】
37	推進指標No.13	18	No.13 90%にすべきです。アンコンシャスバイアスの最たるものです。現状63%が5年後70%では微増です。この偏見こそ力を注いで改善すべきで、目標を高くして、様々な努力すべきです。県の作るチラシや映像でも、女性はエプロン姿・男性はスーツ姿で固定的に描かれていないか？など身近な所もチェックし改善する努力が必要です。	「目標値の根拠」設定の趣旨を御理解いただけるよう、新たに計画案に「目標値の根拠」の欄を追加しました。 →【修正あり】 御意見の趣旨を踏まえ、「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を基に県が率先して固定的性別役割分担意識の解消を図ってまいります。
38	推進指標Ⅳ-2	18	計画の推進指標【目指す姿Ⅳ】基本目標Ⅳ-2の推進指標を学校の女性管理職の割合としてください。特に小学校では、女性の教職員が多数採用されており、女性を管理職とするためのポジティブアクションが必要です。	基本目標Ⅳ-2の推進指標については、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進が人権尊重を基盤としていることから、計画案のとおり設定しています。学校の女性管理職の登用については、令和3年4月に策定した「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づき取組を進めているところです。このプランでは、令和7年度末までの計画期間において、女性管理職の更なる増加に向けた登用などに重点を置き、数値目標として「管理職に占める女性職員の割合を概ね2割程度」とすることを位置づけており、これにより推進してまいります。 →【修正なし】
39	推進指標No.14	18	「基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」 No.14「新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合」 2016年度から国立女性教育会館にて「教職員を対象とした男女共同参画研修」が実施されている。埼玉県からのこの研修への参加人数の把握が行われるべきであり、また、昨年度国立女性教育会館で作成した「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」を利用した研修を実施できるファシリテーターについても、数値目標を掲げるべきである。	本施策については、県自らの努力によって進展させていく必要があることから、指標についても県の取組である「人権感覚育成プログラムを活用できる教育を育成した学校の割合」を記載しています。 こうした考えから、国立女性教育会館の取組については、施策の指標とすることよりも、取組の中で連携していくことで男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に役立てていきたいと考えます。 →【修正なし】
40	推進指標No.14	18	No.14は目標値が100%なのは良いことで、この勢いが他にも必要です。	御意見の趣旨を踏まえ、目標値の達成に向けて取組を進めていきます。 →【修正なし】
41	推進指標No.14 【推進指標について(プライベートゾーンについて取り上げている学校数)】	18	「基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」No.14「新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合」を「授業等で「プライベートゾーン」について取り上げている学校数」にする。(理由) 教育現場における数値目標はとても重要であり、教員に限定することなく、家庭で教えられる・学べる、学習施設で教えられる・学べる身近なことを推進目標にすべきと考える。「プライベートゾーン」を理解することは人権の尊重、暴力の根絶の第一歩である。	幼児期及び小学生段階におけるプライベートゾーンについての理解は大変重要であると捉えておりますが、「基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」を進めていくには、学校における人権教育の指導方法の充実を図る必要があることから、原案の指標が適切と考えます。 →【修正なし】
42	推進指標No.14 【推進指標について(新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる職員を育成した学校の割合)】	18	指標の対象は、当該プログラムを「活用・実践できる」教員が2人以上となった学校の割合となっているが、実際に授業実践を行ったかが明らかではない。従って、判断基準は、「授業実践できた教員」が2人以上いる学校の割合、にしたい。教員の多忙化が叫ばれているが、実際に授業実践という形で生徒に還元されなければ、意味がないと思われる。	研修を受講後、各所属校において実践を行い報告書を提出させております。指標は、変更いたしません。内容は、「授業実践できた教員」ですので、御理解ください。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
43	推進指標	17,18	14ある「推進指標」について、掲げている数値目標について、いかなる目的で、どのような考え方を基に設定しているのかなど、説明を行う必要があるが、「案」にはそうした説明が見られない。 埼玉県においても、数値目標を掲げた箇所において、それらをどのような目的で掲げているか、数値を取り上げる際の基準は何か、どのように用いるかなど、改めて説明するべきである。また、国のように、目標値の動きをモニタするための参考指標を設定し、これについても毎年数値を公表すべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、目標値の根拠を盛り込みます。 →【修正あり】 なお、男女共同参画の推進状況については、条例14条に基づき年次報告を作成し公表しています。
44	推進指標	17,18	埼玉県は、国の成果目標89について、都道府県別に把握可能なものについて、県としての数値目標を定め、これを掲げるべきである。あるいは、この89のうち、男女共同参画/ジェンダー平等の視点からみた埼玉県の特徴を前提として、早期に達成すべき項目を選び、県としての数値目標を定め、これを掲げるべきである。	推進指標については、上位計画である5か年計画等と整合性を取りながら、各々の基本目標の達成に向けて代表的な指標としております。 なお、前計画の推進指標が34と多く、分かりにくいと御指摘をいただいていることから、現行計画より基本目標に対し、1～3として、14の指標としております。 →【修正なし】
45	推進指標	17,18	日本のジェンダーギャップ指数は世界120位、恥ずかしい数字です。次の5年で少しでも改善したい。そのためにはまず公的機関(埼玉県)が率先して範を示すことが大切です。様々な数値目標を高く持ち、その達成に力を注ぐべきです。目標を低くしておいて、5年後に「達成」できましたと言いたいのか?と疑ってしまいます。	御意見を踏まえ、推進指標の着実な達成と更なる上積みを目指してまいります。 →【修正なし】
46	推進指標	17,18	【目指す姿】と【基本目標】を設けることで、計画進捗の道筋が描かれている点は評価できるが、その進捗を測る「推進指標」が適切なのか疑問をもつ指標がある。また、指標数も不足しているのではないのでしょうか。	推進指標については、上位計画である5か年計画等と整合性を取りながら、各々の基本目標の達成に向けて代表的な指標としております。 なお、前計画の推進指標が34と多く、分かりにくいと御指摘をいただいていることから、現行計画より基本目標に対し、1～3として、14の指標としております。 →【修正なし】
47	I あらゆる分野における男女共同参画 【表現の修正について】	19	「女性の割合は、緩やかではあるものの上昇傾向にあります。」とあるが、この表現だとあたかも自然にそうなっているような印象を与える。	御意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記します。 「 <u>女性の割合は、女性の参画拡大に向けた取組により、緩やかであるものの</u> …」 →【修正あり】
48	I あらゆる分野における男女共同参画 【アンコンシャス・バイアスについて】	19	unconscious bias とは「無意識の偏見」であり、また、対象(ここでは「性差」)までを含む概念ではない。「性別に関する無意識の偏見」とするべきである。日本政府はバイアスを「思い込み」としているが誤っているので、追従しないこと(「アンコンシャス・バイアス」については、計画の他の場所にも登場しているので、すべて変更すること)。	性差には、生物学的違いだけでなく、職業適性や価値志向の違いなど、社会的、心理的差異を含むと解釈されています。(大辞泉より) 一方、御意見のとおり、バイアスには偏見の意味もございます。 以上を踏まえ、計画案では「性差に関する無意識の思い込みや偏見」とします。 →【修正あり】
49	I 1(1)県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく、女性県職員の活躍の推進 【女性職員の予算担当業務、人事担当業務への積極的配置について】	22	推進項目③にエとして「女性職員の予算担当業務、人事担当業務への積極的配置」を追加する。 理由 女性職員数の割合から、庶務担当・事業担当への配置に偏ることなく、予算担当、人事担当への配置がなされてしかるべきである。当該業務担当の経験は推進項目「女性職員のキャリア形成に向けた不安解消や意欲向上(の支援)」に資するものとする。	県では、「埼玉県女性活躍・子育て事業主プラン」に基づき、女性職員の職域の拡大や計画的な人事配置に取り組んでおります。 管理職として必要な知識や経験を積むことができるよう、本庁の主要ポストや大きな課題を抱えたポスト、指導力に優れた上司のもとへの計画的な人事配置を行うとともに、若い一般職員についても、財政課や人事課などの管理部門に計画的に配置し、キャリア形成に資する人事配置を積極的に実施しているところです。 今後も、積極的な職域拡大と計画的な人事配置に努めてまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
50	I 1(1)県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【警察官の女性登用について】	22	(意見) 警察官のように元々不人気でハードな職種は男性ばかりに押し付けられやすいとする考え方を県は一掃して、女性警察官の量産を推進する目標値を当計画で掲げよ。そして、県は埼玉県警と連携を取ることで、各県立高校と私立高校で女性警察官による講演会を定期的を実施する計画とせよ。 (理由)公務員の中でも特に過酷な業務となる警察官の仕事。埼玉県警のホームページによれば、昨年4月時点で女性警察官の割合は僅か11%ほどである。例年、全国的に見ても新人研修が開始されて一か月以内に20%近くの者が離職していきだけに、当初から警察官を希望して入社する者となれば皆無に近い。一説に人気度抜群で勤務条件の良い役所の正規職員採用試験に落選した者が警察官採用試験を受験する者が大半のようだ。それだけに、県警は根気強い優秀な女性警察官の登用を不可欠とする。しかし、県警の目標値は2023年4月までに現況の11%から僅か12%の設定に留まっている。つまり、現況在籍の女性警察官の離職を防ぐのに手一杯の状況と見る。しかし、これでは困る。そもそも警察官のような厳しくハードな職種にも多くの女性がチャレンジしていただくことが男女共同参画の精神である。役所のような勤務条件に恵まれる職種のみでの女性登用計画だけでは、女性にとっての良いと取りのプランで終始しよう。以上(Mさんによる意見)	御意見については今後の参考とさせていただきます。 →【修正なし】
51	I 1(1)県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ⑥デジタル技術を活用した働き方の推進 【デジタル技術を活用した働き方改革の推進とジェンダー平等の関係について】	22	「⑥ デジタル技術を活用した働き方改革の推進」について この項目が、どのようにジェンダー平等と関連するのか、明示すべきである。男女共同参画基本計画での推進項目として掲げられている理由が不明である。デジタル技術を活用すれば即ジェンダー平等が進むわけではない。	デジタル技術の活用により、テレワークの導入やオンラインの活用など、多様で柔軟な働き方が可能となり、性別にとらわれず仕事と家庭の両立しやすい環境整備につながることから、盛り込んでおります。 →【修正なし】
52	I 1(3)積極的格差是正措置の具体化の促進 【積極的格差是正措置の具体化の促進について】	23	推進項目として「①積極的格差是正措置の普及啓発」が設けられているが、普及啓発がどうして「具体化の促進」になるのか不明である。この項目は「再掲」となっているが、すぐ上の「(2)市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の推進項目の中に登場している。であれば、新たに「施策の基本的な方向」として立てる意味はない。「具体化の促進」とするのであれば、「具体化」について「普及啓発」以上の記述が行われなければならない。	県条例では、「第4条 県の責務」、「第9条 県の施策等」として男女共同参画の推進に当たり、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとしております。条例を踏まえ、様々な分野において具体的な取組が進むよう、施策の基本的な方向として位置付け、具体化を促進してまいります。 →【修正なし】
53	I 2 家庭と地域活動への男性の参画拡大 【男性中心型労働慣行の表記について】	25	(意見)P25上段記載「男性中心型労働慣行」の表記を「長時間労働を推奨する男性経営者が強要する労働慣行」に変更せよ。 (理由) この表記は、男は誰しも長時間労働を好み、この社会は仕事人間の男性ばかりで満ち溢れているものと誤解させる表記となる。長時間労働の過酷な労働環境を強いてきたのは、男性労働者が作り出す環境ではなく、利潤追求の資本家となる男性経営者である。長時間労働や転勤等を好む男性労働者は極めて稀と見るべきである。近年の引きこもり数の増大から見ても、仕事嫌いの男女は相当数いるデータを重視しつつの誤解を与えない表記にすべきである。以上(Mさんによる意見)	県の計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき国の計画を踏まえ策定することとなっております。国の計画において、「男性中心型労働慣行」と表記していることから、県計画案においても同様の表記としております。 →【修正なし】
54	I 2 家庭と地域活動への男性の参画拡大 【事業所の男女共同参画社会への理解促進について】	28	基本目標 I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大に、わざわざ『男性』と入れてありますが、長時間労働が解消しなければ実現しません。また、育児休業や介護休暇などの権利行使するためには、職場の理解、特に管理職の理解が必要です。事業所に対して、男女共同参画社会への理解が進むような研修会などを計画してはどうでしょうか。	県では事業所に専門家を派遣し、男性の働き方の見直しに関する研修を実施しています。こうした取組を通じ、男性の働き方改革に関する企業の理解促進を図ってまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
55	I 2(1)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進 【男性の介護への参画について】	28	推進項目に「介護」に触れる具体的項目をいれてください。	御意見を踏まえ、I-2(1)①の推進項目を「男性が家庭・子育て・介護・地域活動に参画しやすい環境づくりの推進」に修正し、各種取組を推進していきます。 また、「②男性の働き方の見直しの推進」の中で、男性の介護休暇の取得促進を図ってまいります。 →【修正あり】
56	I 2(1)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進 【男性の介護への参画、介護休暇の取得促進について】	28	施策の基本的な方向(1)は、家庭に関わる時間の少ない埼玉県の男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進には賛同しますが、推進項目に子育てのことばかりで介護についての項目がありません。男性の介護への参加、男性の介護休暇の取得の推進など項目に入れてください。	(企業に対して) 施策の基本的な方向「(1)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進」に係る推進項目「②男性の働き方の見直しの推進」の中で、男性の介護休暇の取得促進を図ってまいります。 (県知事部局・教育局) 介護を行う職員の仕事と家庭の両立支援を図ることは、職員のワークライフバランスの推進等の観点から重要であり、これまでも介護休暇を分割取得できる緩和等を実施するなど、働きやすい環境整備を進めてきました。 御意見の趣旨を踏まえ、今後も介護を行う職員の仕事と家庭の両立支援を図ってまいります。 (県警察本部) 御意見の趣旨を踏まえ、育児のみではなく介護等の事情を抱える職員も含む全ての職員が活躍できる職場づくりを推進してまいります。 →【修正なし】
57	I 2(1)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進 【男性の家庭・地域への参画について】	28	育メンという言葉がもてはやされるようでは、ダメである。家庭科の男女共修世代は、家事を分担する傾向が見られるが、まだまだ不十分である。女性活躍が、フルタイムで働いて、家事も子育ても介護も、そして地域活動もとならないように、自分の生活のことは自分でやるような男性への啓発、育休だけでなく子育てを夫婦や地域で行う仕組みづくりが必要である。介護保険ができて20年以上経ち、普及した。しかし、特別養護老人ホームに待機があり、感染症予防の観点から介護サービスを利用しにくい実態があり、それを家庭で肩代わりした。その影響を受けた人の多くは女性である。地域でボランティアを募集しても人が集まらず、75歳以上の方が参加したり(楽しく参加されている場合は問題はないが)、一人しかいなかったりと厳しい状況がある。	御意見を踏まえ、男性の家庭・地域への参画に取り組んでまいります。 →【修正なし】
58	I 2(1)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進 ③ア 男性職員の子育てに関する休暇取得促進	28	推進項目③のア「男性職員の子育てに関する休暇取得促進」について「休暇・休業の取得促進」とすべきである。	御意見を踏まえ、「男性職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進」に修正します。 →【修正あり】
59	I 2(2)家庭と仕事・地域活動の両立の促進 ②ウテレワークの導入・定着を進める企業の支援 【テレワークの普及について】	29	②「ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援」の記載があることから、エ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知 を明記して下さい。 テレワークの普及は、環境整備とともに、環境維持、働き方に大きく影響するものです。労使の合意形成など丁寧な対応が求められます。	当該ガイドラインは使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進すること目的に策定されており、周知については、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(3)様々な就業形態における就業環境の整備」の推進項目①に位置づけています。 →【修正なし】
60	I 2(2)家庭と仕事・地域活動の両立の促進 ②ウテレワークの導入・定着を進める企業の支援 【テレワークの普及について】	29	「テレワーク、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機ともなっております」とされているが、テレワークとして在宅勤務、在宅ワークが行われる場合、女性の負担が重くなる可能性が高く、また、高まるストレスにより、DV被害の可能性も高まるのであるから、その導入・定着を図ることがジェンダー平等に直接貢献するわけではないので、削除するか、書き方を改めるべきである。	テレワークなど時間や場所に捉われない柔軟な働き方の推進は女性をはじめ幅広い層の労働参加に有効であると考えます。 テレワークの推進にあたっては、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(3)様々な就業形態における就業環境の整備」に係る推進項目「①多様な就業形態における就業環境の改善」の中で、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知等により、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進してまいります。 御意見については、P.8「(5)新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応」で在宅時間の増加によるDV被害の増加・深刻化について盛り込んでいます。この点を踏まえ計画の推進を図ってまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
61	I 2(4)介護の社会的支援 【介護施策の充実について】	30	施策の基本的な方向「(4)介護の社会的支援」ですが、「(3)子育ての社会的支援」に比べ、推進項目が少なくなっています。埼玉県が高齢化社会に向かう中、介護についての施策を充実すべきではないでしょうか。	埼玉県の高齢者支援に関する具体的な施策については、埼玉県高齢者支援計画において推進しています。 →【修正なし】
62	I 2(4)介護の社会的支援 【介護に関する推進項目について】	30	施策の基本的な方向「(4)介護の社会的支援」について、推進項目が少なすぎます。子育てにあるなら『介護しやすい住宅の普及促進』『介護に適した住宅リフォームの推進』なども必要でしょう。『介護応援ショップ』があってもいいのではないですか。	御意見の内容については、Ⅲ-2(2)「高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援」の推進項目⑨「高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実」に位置付けております。 また、I-2(4)「介護の社会的支援」の推進項目②「在宅福祉サービス・施設サービスの充実」により、高齢者の暮らしを支えるサービス(配送、移動販売、見守り、割引、訪問サービスなど)を実施している店舗等を登録し、情報を専門サイトで公開することにより、高齢者の利用を促進する「プラチナ・サポート・ショップ事業」を実施しています。 引き続きこれら推進項目を通じて高齢者の生活支援、介護予防を推進してまいります。 →【修正なし】
63	I 2(4)介護の社会的支援 【介護に関する推進項目について】	30	推進項目が限定的です。具体的項目を明記してください。 政府は、介護離職ゼロを目指しているにもかかわらず、離職を余儀なくされる現状は続いています。改善すべき、具体的支援策等明記してください。	埼玉県の高齢者支援に関する具体的な施策は、埼玉県高齢者支援計画において推進しています。 →【修正なし】
64	I 2(4)介護の社会的支援 【介護の社会的支援とジェンダー平等の関係について】	30	「高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します」と書かれているが、その「社会的支援」を行うことが、どのようにしてジェンダー平等の実現に貢献するのか記述するべきである。「介護の社会化」だけでなく、介護分野においてジェンダー視点を導入し、介護される人、介護する人それぞれの性別に関連したニーズの違いに敏感な行政を実現しなければ、男女共同参画基本計画に書き込む意味はない。	人口減少、世帯構造の変化、人生100年時代の到来により、女性のみならず、男性が介護に参画していく上で、介護の社会的支援が不可欠であることから、盛り込んでおります。 御意見を踏まえ、介護の社会的支援を推進してまいります。 →【修正なし】
65	II_1働く場における女性活躍の推進 【埼玉県庁における会計年度任用職員等について】	31	埼玉県庁の会計年度任用職員等の非正規の働き方を改めるべきである。基本目標「II-1 働く場における女性活躍の推進」を掲げているのに、県が不安定な雇用や都合のいい働かせ方をしているのは問題である。また、女性の採用や管理職への登用、働きやすい職場づくりなど、企業等へのモデルとなるべきである。	地方公務員法及び地方自治法の改正(平成29年5月17日公布・令和2年4月1日施行)により、会計年度任用職員の任用制度が新たに規定されました。 会計年度任用職員の業務の内容や責任の程度については、組織の管理・運営に関する業務や権力的業務を担う常勤職員の職と異なる設定とする必要があることを踏まえ、常勤職員と会計年度任用職員の適切な役割分担のもと、必要な会計年度任用職員を配置しています。 県では、「会計年度任用職員取扱要綱」を定め、適切な任用を行っているところです。 また、県では、「埼玉県女性活躍・子育て事業主プラン」に基づき、女性職員の積極的登用や働きやすい環境づくり等に取り組んでおります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
66	II-1 働く場における女性活躍の推進 【働く場における女性活躍の推進の表記について】	31	(意見)P31記載、「働く場における女性活躍の推進」を「女性が働きやすい環境の支援」とする表記に改めるべきである。 (理由)女性活躍の意味を詳細に深掘すると、各女性が強い関心を持つ事柄に対し、生き生きと活動している行為を連想する。これで見ると、審議会等への女性の登用、県議会議員への女性候補支援においては、女性活躍の推進で問題無いが、問題は各女性が携わる労働の場合である。むしろ、希望職に就いている女性のケースであれば、女性活躍の推進で問題ない。しかし、男性労働者同様に希望職とは異なる苦役な労働に日々苦しむ女性労働者が圧倒的な数を占めているのが実態である。大方の男女共々、希望職に就けて生き生きと仕事をしている者となれば皆無に近い。例えば、ゴミ回収業、清掃員そして介護職等のような3Kとも言える激務の職種に就いている方たちに対し、活躍していると言う表現を発信していくことは、ある意味、皮肉にも聞こえるだけに、失礼な言動ではないか。また、特に医療崩壊時ともなれば、看護師も同様である。つまり、活躍と言う表記は、不人気の労働の厳しい現状と実態を覆い隠してしまうだけに、女性のみならず、厳しい苦役な仕事に携わる男女労働者の仕事においては、配慮ある詳細な表記を望む。以上(Mさんによる意見)	誰もが働きやすい職場環境の実現に向け、P.36において「基本目標 II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり」として整理しております。 なお、いただいた御意見を参考に今後も県の施策を進める際には、適正な表記について検討してまいります。 →【修正なし】
67	II 1働く場における女性活躍の推進 【目指す姿の実現のための分析について】	32	「女性の働き方の理想と現実(結婚経験のある女性・県)」として、「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」から掲げられているが、希望が実現するにはどのような政策が必要なのか、有効なのかについて記述がない。「目指す姿」を掲げるのなら、それがどうしたら実現するのか書かなければ、掲げる意味がない。意味のある記述を行うべきである。そのためには、「分析」が書かれなければならない。	この資料は、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」を希望する方は4割以上いるが、一方子育ての時期などで一時仕事を辞めると、その後はフルタイムで仕事を続けるのが難しいことを表しています。 こうした点を踏まえ計画案では、「施策の基本的な方向(1)女性の就業・復職・起業支援」を盛り込んでおります。御意見を踏まえ、 <u>推進項目に「子育て等を理由に離職した女性に対する復職支援」</u> を盛り込み、推進してまいります。(P33) →【修正あり】
68	II_1働く場における女性活躍の推進 【事業主行動計画の位置づけについて】	32	この「経済社会における女性活躍の拡大」では、「女性活躍推進法」による事業主行動計画の位置づけについて問題がある。女性活躍推進法は、その「男性中心の雇用慣行」を改めて、女性が「活躍」できるようにすることを目指している(「基本方針」を参照)。「案」のように、「(1)女性の就業・復職・起業支援」に位置付けるのではなく、「施策の基本的な方向」として、「男性中心の雇用慣行の改革」などとして項目を設け、施策を記述するべきである。	目指す姿II「経済社会における女性活躍の拡大」は、女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画に位置づけています。II-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」も位置づけ、企業に対する「男性の働き方の見直しの推進」を推進項目として盛り込んでいます。 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。 →【修正なし】
69	II 1(1)女性の就業・復職・起業支援	33	女性のチャレンジ支援では職業訓練が実際に高収入につながる訓練内容になっていないため策定する審議会のメンバーに問題があるのではないかと。	女性のチャレンジ支援は、シングルマザー等を対象に、就職に向けた意識付けや学習を行う事業となっております。 なお、県の職業訓練は初歩的なものから比較的高度なものまで様々なレベルと分野の内容を提供しております。 →【修正なし】
70	II 1(1)女性の就業・復職・起業支援	33	もっと小さな地域の中で商工業サービス業の担い手になれるような相談場所がないと創業につながらない。県の女性支援サービスは敷居が高すぎる、求めるものが高すぎる。	創業を目指す女性や創業間もない女性は、事業・経営に必要な専門知識やノウハウの不足、ライフステージに合わせた働き方等、多くの課題を抱えておられます。 県では、創業・ベンチャー支援センター埼玉に「女性創業支援チーム」を設置し、女性創業者の各ステージに合わせて、ビジネスプランの策定、資金調達、経営、税務・会計等、総合的に支援するとともに、開業後のフォローアップ支援まで、ワンストップで支援を行っています。 また、県内5か所(さいたま市、川越市、春日部市、三郷市、熊谷市)で、女性創業相談会を開催したり、オンライン創業相談を充実させる等、どの地域にお住まいの女性にも県の創業支援が行き届くような環境を整えています。 これからも、県内で多くの女性が創業しやすいよう、支援を展開してまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
71	Ⅱ1(1)女性の就業・復職・起業支援	33	就業のサポート以前に労働についての子供の頃からの教育体制の構築をするべき。	義務教育段階では、児童生徒に対して、働くことの大切さや将来の目標を考えさせるキャリア教育を行っております。例えば、中学校において、働くことの意義、将来の希望、具体的な進路選択といった内容について計画的に学んでいます。 高等学校では、学習指導要領を踏まえ、各学校の実態に応じて、全ての生徒が公民科の授業で、「雇用や労働問題」について学習しております。 また、県では埼玉県社会保険労務士会と連携の上、「就職内定者フォローアップ講習会」を開催しており、就職内定者で希望する高校生は労働法規に関する学習もしております。 また、企業や大学等と連携し、小学生を対象にした職業の体験教室を開催し、将来の夢の発見、実現を支援しています。 以上については、「Ⅳ-2(3)男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進」により、推進してまいります。 →【修正なし】
72	Ⅱ1(1)女性の就業・復職・起業支援 ⑤商工業などの自営業に携わる女性への支援 【自営業の女性への支援について】	33	施策の基本的な方向(1)推進項目の⑤の自営業の女性と⑥の農林業の女性の扱いが違いすぎます。一部の女性団体の活動にのみ援助をするのではなく、もっと全体の利益になるような予算の使い方にすべきでしょう。今、コロナの感染症の拡大で自営業の経営はひっ迫しています。経営のアドバイス、健康診断、商工会の役員への女性登用、所得税法56条の廃止など様々考えられると思います。	事業者にとっての身近な相談機関である商工会・商工会議所における女性部活動への支援を行うことにより、女性経営者の交流・連携が図られ、経済分野における男女共同参画の推進につながっていくものと考えます。 なお、自営業者への経営支援については、商工会や商工会議所において男女に関わらず広く実施しています。 また、女性の役職員登用推進については、商工会だけでなく社会全体として推進すべきものと考えます。 なお、所得税法に関しては、国の管轄となります。 →【修正なし】
73	Ⅱ2 男女ともに働きやすい職場環境づくり	36	賃金の格差を是正しなければ働いても貧困から抜け出せない。	勤労者・事業者向けセミナーの開催等を通じて、賃金についての男女差別の禁止や同一労働同一賃金等に関する労働関係法令を周知することにより、男女間の賃金格差、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消に努めています。 計画案では、「Ⅱ-2(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止」に位置付けています。 併せて、「Ⅱ-1(2)女性の就業継続・キャリア形成支援」により、女性活躍の促進を図ってまいります。 →【修正なし】
74	Ⅱ2 男女ともに働きやすい職場環境づくり 【男女の経済格差について】	36	基本目標Ⅱ-2の(現状と課題)のところでは、「男女の賃金格差の解消に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していく」とあります。女性は非正規だけでなく、正規職員であっても賃金が低く、そのため年金も低くなるなど生涯にわたって男性と経済的格差があります。女性が経済的に自立できないため男女共同参画が進まず、ジェンダー平等度が世界で120位となる一因ともなっています。今後とも、課題として捉えていってください。	施策の基本的な方向「(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止」の中で、賃金についての男女差別の禁止や同一労働同一賃金等に関する労働関係法令を周知することにより、男女間の賃金格差、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消に努めてまいります。 併せて、「Ⅱ-1(2)女性の就業継続・キャリア形成支援」により、女性活躍の促進を図ってまいります。 →【修正なし】
75	Ⅱ2 男女ともに働きやすい職場環境づくり 【新型コロナウイルス感染症の女性への影響について】	36	P36 現状と課題「賃金、昇進、…多くの女性が、働いています。」の次に「新型コロナウイルス感染症の拡大は女性の雇用、所得への影響が大きく、女性の貧困が深刻化しています」を追記する。 (理由) 新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となってオンラインの活用が拡大された一方、不安定な雇用形態で働いている女性への経済的影響は大きく女性の貧困が深刻化している。 第5次男女共同参画基本計画でも次のように記述している。 ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強くなり、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。	「女性の貧困問題」については、p51「基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重」の中で整理しております。そのため、御意見については、こちらの現状と課題の中で、以下のとおり追記し、修正します。 「…生活上の困難に陥りやすい傾向があります。とりわけ新型コロナウイルス感染症の拡大は女性の雇用・所得へ大きな影響を与え、女性の貧困が深刻化しています。あわせて子供への貧困の連鎖も課題となっています。」 →【修正あり】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
76	Ⅱ 2(1)多様な働き方の推進 【テレワークの普及について】	38,39	「テレワーク、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機ともなっております」とされているが、テレワークとして在宅勤務、在宅ワークが行われる場合、女性の負担が重くなる可能性が高く、また、高まるストレスにより、DV被害の可能性も高まるのであるから、その導入・定着を図ることがジェンダー平等に直接貢献するわけではないので、削除するか、書き方を改めるべきである。	テレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進は女性をはじめ幅広い層の労働参加に有効であると考えます。 テレワークの推進にあたっては、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(3)様々な就業形態における就業環境の整備」に係る推進項目「①多様な就業形態における就業環境の改善」の中で、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知等により、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進してまいります。 御意見については、P.8「(5)新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応」で在宅時間の増加によるDV被害の増加・深刻化について盛り込んでいます。この点を踏まえ計画の推進を図ってまいります。 →【修正なし】
77	Ⅱ 2(1)多様な働き方の推進 ①企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進 【不妊治療への理解と休暇制度の導入促進について】	38	推進項目①企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進 具体的施策の一つに、「不妊治療への理解と休暇制度の導入促進」をいれてください。	基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(1)多様な働き方の推進」に係る推進項目「④介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進」の中で、不妊治療と仕事の両立を支援してまいります。 →【修正なし】
78	Ⅱ 2(1)多様な働き方の推進 ③ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援 【テレワークの普及について】	39	推進項目③「ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援」の記載があることから、エ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知を明記して下さい。 テレワークの普及は、環境整備とともに、環境維持、働き方に大きく影響するものです。労使の合意形成など丁寧な対応が求められます。働く側の労働条件改善に結び付くことが重要です。 オ テレワーク導入による就労環境の実態把握 テレワークは、コロナ禍において、急速に導入が進んできたこともあり、新しい働き方です。その実情を把握し、両立支援策としての評価を行ってください。	当該ガイドラインは使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進すること目的に策定されており、周知については、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(3)様々な就業形態における就業環境の整備」の推進項目①に位置づけています。 また、テレワークの推進に当たっては、労働者の実態の把握に努めてまいります。 →【修正なし】
79	Ⅱ 2(3)様々な就業形態における就業環境の整備 【失業保険と生活保護申請の手続きに関する学習について】	39	(意見) 男女ともに非正規雇用者が今後益々増大することを前提とする計画とせよ。それにはセーフティーネットの一環として、義務教育から失業保険と生活保護申請の手続きを男女学生に周知させていく当計画とせよ。 (理由) 素案 P38のデータを元に、女性の正規社員が男性より少ない点を問題視している。まず、正社員とは非正規社員と比べて、重い責任と厳しいノルマが課されるのが常である。しかも国際競争力も付けなければ、企業間競争にも勝ち抜けない我が国の現状もある。この厳しい正社員の中へ多くの女性が自ら率先して飛び込むことも当然に自重しよう。何とか正社員で入社したとしても、3年もたせるのも難儀だろう。むしろ、これからの新入男子正社員も同様であろう。ましてや、多様な働き方を推進できる都合の良い職場となれば、役所や独立行政法人等の正規職員が一部の優良企業に留まるであろう。つまり過酷な経済環境の中、大半の企業経営者なら、よほどの根気ある優秀な正社員でない限り、非正規社員の採用を中心に考えよう。それならば、これからの男女労働者には正規社員に固執させるのではなく、例え低額収入でもセーフティーネットの力を借りつつのライフスタイルを構築させる義務教育が不可欠となる。以上(Mさんによる意見)	現在義務教育段階では、中学校の公民科において、学習指導要領に示されている「社会保障の充実・安定化の意義などを理解する」一環として、公的扶助の一つとして生活保護の仕組みについて学習しております。引き続き学習指指導要領に基づき、適切に教育課程を実施してまいります。 また、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止」に係る推進項目「②労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実」の中で、勤労者等に対し失業保険を含む労働関係法令の周知を図ってまいります。 →【修正なし】
80	Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会	41	最近では女性の配偶者への暴力件数が徐々に増えてきており、女性も男性も被害者と加害者になりやすいため、男性への被害者救済や相談窓口を増やし、男性相談員の増員を検討するべきである。	男性も気軽に御利用いただけるよう相談体制の更なる充実を図ってまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
81	Ⅲ誰もが安全・安心に暮らせる社会 【学校での性教育について】	41	(目指す姿) ○男女がライフステージに応じ…(中略)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方に基づく取組が進んでいます →どのように進んでいるかよく分からなかった。さらに進ませるために学校での性教育(避妊、男性の性の強要)などの性教育をきちんと行ってほしい。	学校では、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようにすることを目的に、性に関する指導を実施しております。御意見の趣旨を踏まえ、今後も性に関する指導の推進を図ってまいります。 →【修正なし】
82	Ⅲ1(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり 【文言修正】	44	「子供の権利への配慮を図っていきます。」とあるが配慮を図ると言い方ではなく「子供の権利に配慮します。」と言い切る。	御意見を踏まえ、修正します。 →【修正あり】
83	Ⅲ1(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ②相談しやすい体制の整備 【若者向けのSNS相談について】	45	施策の基本的な方向(1)推進項目の②に「若者向けのSNSを利用した相談体制の充実」を加えてください。相談しやすい体制を作ることが何より重要です。	現在、SNS相談については、国において「DV相談プラス」、性暴力に関する相談「Cure Time(キュアタイム)」にて対応しております。 計画案では、こうした国の制度の活用を含め「推進項目②相談しやすい体制の整備」を推進してまいります。 →【修正なし】
84	Ⅲ1(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ②相談しやすい体制の整備 【相談窓口の質と量の充実について】	45	推進項目②ア関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実 →充実させてくれる中に、数と質があると思います。相談窓口の女性の研修などを増やし窓口の女性の質と量を増やしてほしいと思います。	御意見の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図ってまいります。 →【修正なし】
85	Ⅲ1(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ④エ 適切な自衛・対応策の教示	45	推進項目④「エ 適切な自衛・対応策の教示」とあるが、④被害者などへの支援や情報提供と言いながら「教示」とは被害者を委縮させかねない上から目線と受け止められる。	「教示」はストーカー規制法、DV防止法に基づき、警察本部長等が行う援助の一つとなっていることから、計画案に掲載しております。 御意見を参考とさせていただき、被害者の安全確保を最優先とした対応を図ってまいります。 →【修正なし】
86	Ⅲ1(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進	45	DVの根絶についても女性だけではなく男性にも被害に遭いやすいため、女性も男性も被害者と加害者になりやすいことから被害者救済や相談窓口を拡充し、男性相談員の増員を検討するべきです。	男性も気軽に御利用いただけるよう相談体制の更なる充実を図ってまいります。 →【修正なし】
87	Ⅲ1(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 ⑤被害者とその子供の自立支援 【DV被害者のうち青年期の男子への対応について】	46	推進項目⑤の被害者とその子供の自立支援についてですが、特に年齢の高い子ども(中学生や高校生)については様々な課題があります。一時保護のシェルターなどに、年齢の高い男子がいると入所できにくくなっています。また、DVを見て成長した子どもが母親に対して暴力をふるう例があります。青年期の男子に対する施策を求めます。	県では、DV被害母子のために心のケア電話相談を年齢制限を設けず実施しており、DV家庭で育った子供に対しても相談を呼び掛けています。 また、DV被害を受けた母親と年中から小学生の子供を対象に、母子が同時並行で受ける心理教育プログラム「びーらぶ」を実施し、将来、子供が暴力の加害者・被害者とならないよう取り組んでおります。 引き続き、DV家庭で育った子供が健全に成長できるよう取組を進めてまいります。 →【修正なし】
88	Ⅲ1(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 ⑨加害者に向けた取組の推進 【加害者に対する取組について】	46	施策の基本的な方向(2)推進項目の⑨加害者に向けた取組の推進についてですが、具体的にはどんなことを指しているのでしょうか。何度もDVなどを繰り返す加害者に、⑧にあるような検挙・指導・警告だけでは被害が繰り返されます。	御指摘のとおり、加害者の脱暴力化に向けた取組は重要となっています。そこで、誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう、「加害者とならない予防啓発」に取り組みます。また、国の動向や調査研究を踏まえ、加害者への取組のあり方について調査研究を進めてまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
89	Ⅲ1(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 ⑨加害者に向けた取組の推進 【加害者に対する取組について】	46	推進項目⑨の加害者に向けた取組の推進について、具体的にはどんなことをしようとしているのかわかりません。	加害者の脱暴力化に向けた取組は重要となっております。そこで、誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう、「加害者とならない予防啓発」に取り組みます、また、国の動向や調査研究を踏まえ、加害者への取組のあり方について調査研究を進めてまいります。 →【修正なし】
90	Ⅲ1(3)性犯罪・性暴力への対策の推進 【加害者に対する取組について】	46-47,49	DVのみならず、性犯罪・性暴力やストーカー行為などに対しても、加害者に向けた取組を推進することが再犯を防止し、被害を減らす観点から不可欠である。加害者への厳正な対処や責任の厳正な追及が必要なのはもちろんであるが、加害者に向けた取組はこれらと両立しないものではない。	御意見を参考とさせていただき、今後も性犯罪・性暴力、ストーカー行為の防止に向けた取組を推進してまいります。 →【修正なし】
91	Ⅲ1(3)性犯罪・性暴力への対策の推進 【性暴力・性犯罪被害者への支援について】	47	性被害に遭った場合に24時間駆け込める場所を作らざるべきで、警察や医療機関との連携も必要である。現在ある施設を拡充し、県内は広いのでサテライトでいいので複数設置するべきである。相談体制の充実と相談員の待遇の改善するべきである。	現在、県では、性暴力・性犯罪被害者の相談窓口である「アイリスホットライン」において、24時間365日いつでも無料で電話相談を受け付けています。また、性暴力等被害者に対する医療的措置が必要な場合は、24時間365日受け入れ態勢が可能な病院が県内に6カ所あります。引き続き、警察や医療機関等と連携し、相談支援体制の充実に努め、途切れのない支援を実施していきます。 →【修正なし】
92	Ⅲ1(3)性犯罪・性暴力への対策の推進 ②性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発 【性別を問わない意識啓発について】	47	施策の基本的な方向(3)推進項目の②のイの「女性社員や女子学生向け防犯講話」は、女性と限定せず行うことにご協力ください。 ウの「女性を狙った犯罪発生状況」も、男性も犯罪に遭うので、「性犯罪の発生状況」としてはどうでしょう。	御意見を踏まえ、イ「企業や大学等と連携した防犯講話等の実施」、ウ「性犯罪等の発生情報等の発信」に修正します。 →【修正あり】
93	Ⅲ1(4)子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 【中高生・若年層への支援について】	47	中高生の居場所づくりや若年層が困った時に相談できる場を作るべきである。特に若い女性が困窮等から望まない性産業や性的な活動でお金を得るような現状やそこにつけ込む形で男性が搾取している現状を変えていくべきである。現代の状況にあった支援や制度、法制度に変えていくべきである。	若年層向けに「こまったときの相談ガイド」を作成し、困った場面ごとにどこに相談すればよいかを御案内しています。 また、若者の支援体制の充実に向けて、県内の社会資源の発掘と活動内容の把握を進めるとともに、支援のネットワークを構築したいと考えております。 なお、御指摘のように若年女性が性的な被害にあうことが心配されます。こうした中、きめ細やかな支援が可能な民間団体との連携が求められることから、推進項目にその旨、新たに盛り込んだところです。国の動向等も踏まえ、尽力してまいります。 →【修正なし】
94	Ⅲ1(4)子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実	48	推進項目①の「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、」の次に「プライベートゾーンについての理解をはじめとして」を加え、続けて「幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実」とする。 (理由)「プライベートゾーン」について理解することは、人権の尊重、暴力の根絶の第一歩であると考えます。	幼児期及び小学生段階におけるプライベートゾーンについての理解は大変重要ですが、ここでの内容は、幼児期から高等学校まで対象とする範囲も広く、それぞれの発達の段階に応じた内容を扱うことから原案の記載としました。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
95	Ⅲ1(4)子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実 【コミュニティサイトやSNS等を通じた性暴力の根絶に向けた対策の推進】	48	Ⅲ-1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の施策の基本的な方向「(4)子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」の推進項目に第5次男女共同参画基本計画にある「コミュニティサイトやSNS等を通じた性暴力を防止するため、これらのツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策を推進する」を加える。 (理由) 昨今のSNS等による誹謗・中傷・いじめは極めて深刻で、コミュニケーションの手段や媒体が被害を生むのを防ぐ対策が不可欠である。	基本目標Ⅲ-1(4)推進項目「⑤ 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発」において、SNSをはじめインターネットはルールを守って正しく利用するよう各種広報啓発活動を推進しております。 →【修正なし】
96	Ⅲ1(5)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 【セクシャルハラスメント被害者への支援について】	48	ハラスメントのない職場づくり、発生した場合の相談先や支援のメニュー作りなど、労働者を守る仕組みが必要である。裁判費用でも苦勞しており、被害者が訴えられるということはあってはならない。	基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止」に係る推進項目「②労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実」の中で、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでまいります。 →【修正なし】
97	Ⅲ1(5)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ③LGBTQに関するハラスメント防止対策の推進	49	LGBTQが働きやすい環境になっているが、ハラスメント行為や差別行為がまだまだ残っている。自殺未遂等の当事者の増加により埼玉県はもう少し、ハラスメント対策や人権擁護団体やLGBTQ専門団体との連携を行って県庁全体に取り組みを充実して欲しい。	LGBTQへのハラスメント防止のためには、まずは企業や県民の正しい理解が重要であると考えています。 県では、企業向けにLGBTQが働きやすい職場づくりのための研修や、県民向けの県民講座をオンラインで行っています。 また、「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を作成・配布するなど、県庁全体での取組を推進しています。 →【修正なし】
98	Ⅲ1(6)ストーカー行為などへの対策の推進 【加害者に対する取組について】	49	(意見) ストーカー被害者の安全確保の対策だけでなく、加害者対策にも本腰を入れるプラントせよ。そして、警察と精神科医だけに対策を任せるのではなく、県独自の発案対策を努力目標として掲げよ。 (理由) 2021年5月28日付けの朝日新聞・社説欄に掲載された「加害者対策にも本腰を」という記事によれば、全国的に見てもストーカー被害の相談件数は年間2万件超にのぼり、検挙件数は2,500件と、高止まり状態が続く。(警視庁発表) 全国の警察は5年前から、地域の精神科医と協力して、加害者に受診を勧める取り組みを進めてきた。だが昨年の例を見ると、882人に声をかけて受診につながったのは124人ととどまる。費用は本人負担で、医療機関が限られていることなどが壁になっている。この壁を突破する第一歩として、被害者の安全確保と加害者自らを自発的に改心させる対策の両輪が揃ってこそそのストーカー対策であることを県自ら自覚することから始めなければならない。以上(Mさんによる意見)	御意見なども参考とさせていただき、今後もストーカー対策を推進していきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
99	Ⅲ1(6)ストーカ 行為などへの対策 の推進 【ストーカ対策に ついて】	49	(意見)ストーカ対策を真剣に考慮するなら、誰しもの失 恋問題を軽く見るな、とする自覚を各教育機関や各法人 組織等へ留意させるプランとせよ。 (理由)一方的な愛の告白と片思いによる要因、もしくは突 然のカップル解消要因により、諦めきれない元カレか元カ ノからの執拗なつきまとい行為。下手をすれば、この先に 待ち受けるものは数々のストーカ変貌劇。最悪は元カノ の失恋自殺や元カレによるストーカ殺人への急転直下 の悲劇となる。この種の悲劇の根底にあるのは、男女間 もしくは3角関係によるゴタゴタ劇から来る失恋問題であ る。つまり、ひと目惚れの恋愛と失恋は、ある日突然、誰 にでも訪れる。それだけに、とてもやっかいな問題なので す。現に、恋い焦がれる女性を殺した後に加害者が自殺 するストーカ事件も近年に起きる始末である。恋にはそ れだけの魔力がある。つまり、ある日突然やってくる失恋 のケア対策となる知識を常日頃に持たずして、恋愛の 航海へと船出することが如何に危険な行為かを誰しも自 覚すべきである。その意味で、誰しも失恋の要因による加 害者に成りえる危険性があるとすれば、加害者になり得 る者への啓発活動のみならず、誰しもの失恋問題啓発活 動を共有して行く姿勢こそ急務となろう。以上(Mさんによ る意見)	御意見を参考とさせていただき、今後もストーカ対策 を推進していきます。 →【修正なし】
100	Ⅲ1(6)ストーカ 行為などへの対策 の推進 【ストーカ殺人撲 滅デーの設定につ いて】	49	(意見) 毎年1月23日をストーカ殺人の撲滅デーとし、毎 年1月いっぱいには埼玉県警と県ホームページのトップ欄に 「この日を絶対に忘れるな!」とする表記を掲げる計画とせ よ。 (理由) さいたま市大宮区で2019年1月23日、埼玉県 春日部市の女性会社員(当時22歳)を包丁で切り付け死 亡させたとして、埼玉県警大宮署に殺人未遂の疑いで逮 捕された前橋市道路管理課の男性技師(当時25歳)。捜 査関係者によると、女性会社員は昨年、「男性技師と別れ 話をめぐってトラブルとなり、暴力をふるわれた」と警察に 相談しており、警察は被害届を出すように促したが提出さ れなかった。男性技師は調べに対し、「女性の首を刃物で 刺したことは間違いない」と容疑を認めている。(以上の内 容は各社記事を参照の上で作成)この事件の例からもわ かるように、殺意をもったストーカ犯であれば特に始末 が悪い。「殺意をもった人とは喧嘩をするな」と、言われる くらい、死にもの狂いで来るだけに恐ろしい。失恋という青 天の霹靂が彼の正常な判断力を麻痺させての県内流血 事件。しかも、悲惨な犠牲者となった彼女は前途洋々な 埼玉県民であった。彼女の死を無駄にしないためにも、県 は上記意見を実施願いたい。以上(Mさんによる意見)	御意見を参考とさせていただき、今後もストーカ対策 を推進していきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
101	Ⅲ1(6)ストーカ 行為などへの対策 の推進 【ストーカ対策に ついて】	49	(意見)ストーカ殺人の導火線ともなる失恋問題のケ ア対策として、失恋問題に関する論文や文献を県は徹 底的に内容を調査した上で、県ホームページ掲載用の報 告書として作成せよ。どういう要領でまとめるか。たとえ一 朝一夕と行かずとも、この努力の継続性を当計画で示す べきである。以上(Mさんによる意見) (理由)まずもって明らかに、ストーカ問題とは失恋問題 が屈折した要因により発生したものである。一方、デート DVは、ある彼氏の脅威な独占欲が彼の彼女を追い詰め ていくものである。この双方の共通項として、出会い当初 から独占欲を緩和しつつ、失恋の準備をしてのお付き合い しておれば、少なくとも悲惨な事件への回避は防げたこ とであろう。それでは、この失恋の準備を如何にするか、 そして具体的な失恋後のケアとなる対処方法なるもの とは何か。恋愛に関する論文や文献は数多くあるが、失 恋ケアとなれば、先人からの格言や哲学等はあるかも しれないが、「いつか必ず更なる理想の異性と出会う日 もあるから、今は耐えろ」とする抽象的な精神論で終始す る内容のものばかりである。限りなく具体的なノウハウを 記載するものとなれば、近年の発刊書籍「血液型で失恋 せよ!」か「血液型人間学は科学的に実証されている! ~血 液型は細胞型の問題と理解しろ!」の文献のみしか私は知 らない。特に後者の書籍は、統計学と生物学を駆使した 科学的根拠に基づく視点から失恋問題の打開と分析をし ているだけに、仮に過去のストーカ犯なる者が上記どち らかの書籍を熟読していれば、幾多の悲惨なストーカ 殺傷事件はおこらなかったと私は考える。幾多の悲劇を 繰り返さないためにも、県は文献収集等による調査期間 継続性の必要性を当プランで示すべきである。これすらし ないとなれば、県所管の怠慢を通り越した職場放棄の何 物でもない。以上(Mさんによる意見)	御意見を参考とさせていただき、被害者の安全確保を最 優先とした対応を図ってまいります。 →【修正なし】
102	Ⅲ1(6)ストーカ 行為などへの対策 の推進 【失恋について】	49	(意見)「失恋の準備をした上で厳しい恋愛の航海に出よ う!」とするスローガンで、県立高校と県立大学の学生を対 象にしたイベント企画を定期的実施していくプランとせ よ。そのために、この企画に合うボランティア講師を発掘 していく計画にして下さい。 (理由)突然やってきた失恋。当人にしてみれば、この世 の終焉が訪れたかのような自暴自棄になる者も古今東西 に少なからずいるであろう。苦い思い出で済めばよいが、 やけっぱちの反動から風俗の世界へ足を踏み入れる清 純な乙女。最悪は恋焦がれる異性を殺傷した上での失恋 心中事件へと移行する。誰しも他人事のように言える話で はないとするなら、学生の時期から良い意味での失恋慣 れの精神を育みつつの失恋の準備教育こそ、これからの 若者には必要です。それには、「失恋経験者は語る」とす る一般人の講師を募っての学生との意見交換会を開催す る。あるいは、失恋をテーマに文筆している無名のボラン ティア講師を発掘する。精神科医と心理学者の布陣では 太刀打ちできないテーマとなれば、従来のレッテル権威主 義に頼るのではなく、失恋をもって失恋を制する、とする 奇抜な策を県が打ち出さない限り、100年後も悲惨なス トーカ事件は後を絶たないだろう。以上(Mさんによる意 見)	御意見を参考とさせていただき、被害者の安全確保を最 優先とした対応を図ってまいります。 →【修正なし】
103	Ⅲ1(8)売買春へ の対策の推進 【売春防止法への 問題の認識につ いて】	50	「性を商品化し…売買春の根絶に向けて関係法令の厳 正な運用と取り締まりを強化し、…」とあるが現行売春防 止法が女性の人権の観点からは極めて問題であり漸く改 正が検討され始めている。「売買春」と売春と買春を一 緒にせず、分けて、特に買春について記述が必要と考える。	国における売春防止法の見直しに向けた検討状況を踏 まえてまいります。 →【修正なし】
104	Ⅲ2生活上の様々 な困難への支援と 多様性の尊重	51	文章の修正「平時のみならず」ではなく「平時から」に する。	御意見を踏まえ、修正します。 →【修正あり】
105	Ⅲ2(1)生活上の 様々な困難を抱え た女性などの自立 支援 【生活困窮世帯へ の支援について】	54	ひとり親のみならず、夫婦で子育てしていてもひとり親 並に生活困窮の家庭がある。ひとり親の支援はもちろん、 夫婦で子育てしていても支援が受けられるように現状把 握するべきである。コロナ禍の支援はひとり親や生活保 護世帯、市民税非課税が対象であったが、そこから漏れ る困窮世帯が数多くあった。	御意見を踏まえ、引き続きひとり親や経済的に厳しい状 況にある家庭への支援に取り組んでまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
106	Ⅲ2(1)生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援	54	ひとり親は女性が多く、ひとり親の生活困窮は救済すべきである。同様に、高齢女性の生活困窮も課題である。特に年金では足りず、パート等をしてきた人たちが、コロナで仕事を失っている。住まいの問題もある。これからは、介護の問題もさらに出てくる。外国籍である、障害があるなど、女性として苦勞するだけでなく、複合した課題でさらに困難になっている方たちが多くいる。	御意見を踏まえ、引き続きひとり親や経済的に厳しい状況にある家庭への支援に取り組んでまいります。 女性の就業支援を促進し、寄り添い型の支援を行ってまいります。 →【修正なし】
107	Ⅲ2(1)生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援 【困難を抱えた世帯への住宅支援について】	55	住まいの貧困の課題もある。公営住宅に優先的に入れる。緊急時は、抽選を待たずに入れる。ひとり親や配慮する事情がある場合は、優先的に入居できる。子育てに特化した公営住宅を作る、DV等で避難したい場合の住宅を確保しておくなど、やるべき工夫がたくさんある。	公営住宅は入居の機会の公平を図る必要があるため、法の規定により公募によることとなっております。 現在のところ、県営住宅の入居にあたっては、次のような取組がございます。 ①ひとり親やご高齢の方等、配慮を要する方が抽選において優遇される制度 ②DV等の犯罪被害に遭われた方が、一時的な避難先として抽選を経ずに県営住宅を利用できる制度 ③子育て世帯を対象とした住戸の提供 →【修正なし】
108	Ⅲ2(2)高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援	55	高齢者が就業後に「いきいき活躍できる」には介護保険料、健康保険料の削減、年金の増額などしなければ実現には無理がある。	介護保険は、国民皆で支え合う制度として、40歳以上の全国民に保険料を御負担いただいています。また、所得段階に応じた負担額となっており、低所得者に配慮したものとなっております。 県では、高齢者に必要な介護保険サービスを提供できる適正な介護保険料となるよう、市町村を支援してまいります。 国民健康保険制度は、病気やけがでかかった医療費の一部を、公費と加入者の保険料で負担し、支え合う制度です。保険料は、加入者の所得状況などを加味して決まりますので、御理解をいただきたいと思っております。なお、被保険者に医療ニーズの高い方が増え、医療費が増加傾向にあることから、県としては、市町村とともに健康づくりなど医療費の上昇抑制に資する取組を進めています。 →【修正なし】
109	Ⅲ2(3)障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援 ⑧LGBTQの権利尊重に向けた理解増進の取組及び相談体制の充実	56	LGBTQの認知が高いにもかかわらず相談窓口場所が少ないため、県内市町村との協力しながらLGBT専門団体との連携を行い、さらなる充実に図るべきである。	県ではLGBTQの相談窓口を3か所開設し、その相互間に加え、市町村とも連携を図るため研修会や意見交換会を開催しているところです。 今後も、当事者が安心して相談できるよう、相談体制の充実に努めてまいります。 →【修正なし】
110	Ⅲ2(3)障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援 【LGBTの解釈と計画への採用について】	56	(意見) LGBTの問題が如何なる解釈をもって当計画案に採用されることになったのか、埼玉県男女共同参画推進条例を元にした具体的な解説を当計画書に記載せよ。 (理由) 今回の計画案でLGBTのみならず外国人差別までも盛り込まれている。差別問題なら何でもありの当計画案となっている。特に性的マイノリティ(LGBT)は、当推進条例の解釈からして、男女共同参画事業の範疇には入らないのではないかと。まずもって、男女どちらかの性別を本人が確定することで成立する男女共同参画である一方、性的マイノリティは、性別認定をも拒否する考え方で成立する真逆の考え方となる。それならば、これは人権推進課の範疇のみで対応すべきことである。確かに多様性の考え方が男女共同参画の精神に含まれるとしても、当計画案に性的マイノリティの案件も含むとする分離解釈をすることには相当に無理が生じよう。現に昨秋、内閣府男女共同参画局へ問うたところ、「性的マイノリティは当局の範疇ではない」旨を指摘された。どうも、国の場合は法務省が性的マイノリティの電話相談窓口を設置しているだけに、ここの管轄のようだ。それならば、この問題は人権推進課の範疇のみで対応するのが本筋とする疑問を当計画案で残したままとなる。以上(Mさんによる意見)	県の計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき国の計画を踏まえ策定することとなっております。 国の計画では、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」とどまらず、年齢も国籍もLGBT等性的マイノリティなども含め、幅広く多様な人々を包摂しすべての人々が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現につながるとし、多様性を尊重する環境を整備を盛り込んでおり、県の計画もそうした点を踏まえ、現行計画から性的マイノリティへの配慮を盛り込んでいます。 県の条例についても、憲法が定める個人の尊重と法の下での平等を踏まえて制定をしており、整合性は取れています。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
111	Ⅲ3 生涯を通じた男女の健康支援	58	生涯を通じた男女の健康支援 女性検診や女性外来の病院を増やしてほしい。 少子化により、地域の婦人科が減っている。一方性別により、かかりやすい病気がはっきりしてきた。一般の内科では見つからない場合もある。気軽に相談検査ができるような新たな体制づくりをしてほしい。	市町村がん検診データの分析の結果、女性が受診しやすい体制の整備(個別検診の実施など)が受診率向上に寄与することが認められており、この結果を市町村に提供することによって、女性が受診しやすい環境整備を促しています。 女性外来については、県内約1万か所の病院、診療所、歯科診療所等について検索できる「埼玉県医療機能情報提供システム」を提供しています。その中で、「女性外来の設置・女性医師の配置」を行っている医療機関について検索できるようにしており、気軽に相談検査ができるための一助となるよう提供を行っています。 また、Ⅲ-3(1)推進項目①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施に基づき、保健所で女性の健康に関する相談に応じています。 →【修正なし】
112	Ⅲ3 生涯を通じた男女の健康支援 【リプロダクティブヘルス/ライツについて】	58	施策の基本的な方向(1)の「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方」の文を、前の基本計画にあった「女性も男性もいつ、何人の子供を産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは男女共同参画の大きな前提であること」に変えてください。リプロダクティブヘルス/ライツの考え方は、国際的にも重要視されています。用語解説で済ませないでください。	御要望のとおり計画に反映します。 →【修正あり】
113	Ⅲ3 生涯を通じた男女の健康支援	58	文章の修正「…対策の推進を図る」ではなく「対策を推進する」にする。	御意見を踏まえ、修正します。 →【修正あり】
114	Ⅲ3(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 ②新たな生殖技術に対応し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 【不妊治療への理解と休暇制度の導入促進について】	60	推進項目②のイに、「不妊治療への理解と休暇制度の導入促進」をいれてください	不妊治療への理解促進については、情報提供の取組の中で取り組んでまいります。 企業への働きかけについては、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」の施策の基本的な方向「(1)多様な働き方の推進」に係る推進項目「④介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進」の中で、対応してまいります。 →【修正なし】
115	Ⅲ3(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進	60	文章の修正「…取組の促進を図ります」ではなく「取り組みを促進します」にする。	御意見を踏まえ、修正します。 →【修正あり】
116	Ⅲ3(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 【高齢出産のリスクについて】	60	(意見)性と生殖に関する健康と権利を当計画に掲げるなら、高齢出産のリスクを当プランで極力、詳細に説明せよ。 (理由)女性が高齢になると、卵子も老化していっただけに、高齢出産のリスクは相当に高い。世界中の医師に最も読まれている権威ある医学誌『The New England Journal of Medicine』では、40歳で妊娠した女性の流産率は全体の50%以上、生まれてきた子供がダウン症になる確率は約100分の1になるという調査結果が発表されている。ちなみに20歳の母親からダウン症児が生まれる確率は1667分の1、25歳では1200分の1であり、実に12倍から16倍以上の開きがある。統計学上からも高齢出産のリスクは実証されているエビデンスだけに、子供を生むか生まないかの自己決定権を行使する前に、世の女性は高齢出産に臨むべきか否かを冷静に判断すべきである。統計学を軽視し、「私の場合は大丈夫とする」旨の極めて楽観的かつ軽率な判断を回避させるべきである。結果、最悪のリスクを各自本人に納得させての覚悟を持たせることで、初めて自己決定権の行使をさせるべきである。以上(Mさんによる意見)	加齢による妊娠等への影響については、啓発冊子により若い世代に広く周知しているほか、保健所における相談支援や専門の相談窓口などで情報発信しています。いただいた御意見を踏まえ、施策に取り組んでまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
117	Ⅲ3(2)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 【望まない妊娠への対応、子育て支援について】	60	令和元年度の合計特殊出生率は、全国1.36、埼玉県1.27、わたしの住む川越は1.20で、新しい子育て制度や施設を作っても上がらず、令和2年度はコロナ禍でさらに減少すると見込まれている。産めよ増やせよということではなく、子育てのしやすさのパロメーターとして見るべきであり、0歳児が亡くなる事案も発生していて、望まない妊娠を防ぐ、望まない妊娠をした場合に特化した支援に力を入れるべきである。コロナ禍で保育園の利用を控えたことから、待機児童が減少しているが、公立保育園の存続の見直しが行われており、保育の質の低下は避けられない。また、配慮を必要とする子どもの通う場がなくなるのではない。学童保育においては、待機児童の多さとともに、コロナ禍でのおやつのおやつ、ひとり遊びの推奨から子どもの発達に悪影響を与えている。同様のことは小中学校でもいえ、子どもの育ちと保護者の子育て支援の見直しが急務である。	望まない妊娠に対する支援については、「(2)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援」の推進項目①ウに掲載しており、個別の状況にあわせた支援も行っております。今後もいただいた御意見を踏まえ、対応してまいります。 →【修正なし】
118	Ⅲ3(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進 【生理の貧困対策、生理への理解について】	61	施策の基本的な方向(3)推進項目の①に「女性の生理への理解促進」「生理用品の無償配布の促進」を加えてください。コロナ感染症の拡大の中、生理用品を買うことができない女性の貧困、生理の貧困が社会問題となりました。埼玉県でも県立施設や県立高校のトイレに生理用品を置くようになりました。個人の負担とならないよう施策を進めてください。 また、生理痛のための休暇の取得や、働き方の配慮など、事業者への理解啓発をしてください。生理中には体を休め適切な処置をすることが将来的にも健康な生活を送れることを理解できるよう教育をしてください。	「女性の生理の理解促進」については、施策の基本的な方向「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進」に係る推進項目の中で、対応してまいります。 「生理用品の無償配布の促進」については、生理の貧困問題で大切な視点は、真に必要なとしている方へしっかり配布すること、単に配布で終わらせるのではなく他に抱えている困りごとについて把握し、必要な支援に繋げる機会とすることです。この対応の一環として、生理用品について女子生徒が在籍する県立学校や自立支援窓口に配備しました。そうした点を踏まえ、生理の貧困問題については、基本目標Ⅲ-2(1)生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援の推進項目の中で、推進してまいります。 「企業への理解啓発」については、基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」施策の基本的な方向「(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止」の中で、労働基準法で定められた生理休暇の制度等について事業者への周知を図ってまいります。 「学校における理解啓発」については、基本目標Ⅲ-3(2)「生涯にわたる男女の健康の包括的な支援」の推進項目「思春期における保健対策の推進」の中で、生涯にわたって心身の健康を保持増進していくための様々な内容を学習します。御意見の趣旨を踏まえ、今後も学校における健康教育の推進を図ってまいります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
119	Ⅲ3(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進 【ABO式糖鎖物質に関する学習について】	61	<p>(意見)近未来も未知なるウイルスを撲滅するために、良質な国産ワクチンや国産治療薬の開発に係る女性研究員を育成することも不可欠となる。それには、小中高大の男女学生に生物学の中でも重要な糖鎖に興味を持たせる理科の授業が求められる。そして、そのためのきっかけ作りとして、ABO式糖鎖物質の存在自体を義務教育から周知させるプランとせよ。</p> <p>(理由) まず、上記目標を達成する前段階として、細胞膜表面上に存在する物質に強い関心を各学生に持たせなければならない。まず、上記表面上に君臨する受容体の存在は、今回のワクチン騒動で多くの者が知るところとなった。しかし、更に注目すべきは、受容体と共に君臨する糖鎖である。例えば、「ABO式血液型」とは何か？と、問うても、正確に返答できる者は極めて皆無であろう。まず、この重要なABO式の型とは、ABO式糖鎖物質のことである。この物質は、赤血球のみならず、胃腸や脳神経細胞の細胞膜表面上にも存在するもので、各細胞同士の連携に不可欠なものとなる。北条政子が遺髪からO型と解明され、伊達政宗が遺骨調査から何故B型と解明されたのかを考えれば、私の趣旨も理解できるだろう。つまり、文科省や大学に携わる多くの知識人は「血液型」と言う文言に惑わされ、血液成分だけの問題と誤解しているのである。赤血球を基準にするのではなく、細胞自体に固執し、人間学や細胞学の理論構築ができるか否か。この差は大きい。この際、赤血球のことは無視し、細胞自体に注目する意識付けこそ、小学生から求められる。この生物学的根拠を各人に植え付けることで、人間学のみならず糖鎖生物学への好奇心へと拍車がかかるのです。誰しも関係する己の体内のことだけに、この点を周知できぬまま、99%以上の国民が決定的な無知の状態です。世行きになることを考慮しても誠に残念である。今後、受容体のみならず、糖鎖の解明を進めることが上記意見の研究開発へ躍進させる可能性もある。故に、ABO式血液型という言い方を改め、ABO式細胞型とする意識付けこそ、義務教育から求められる共有知識としなければならない。これにより、細胞膜表面上で起こりえる数十種類の糖鎖の働きに関心を持つ女性研究員が量産されれば、DNA→RNA→糖鎖の生成。(ABO式糖鎖以外にもP式やMN式等数十種類以上の糖鎖を各人の細胞膜表面上で保有)この流れを知った数々の学生の中から人類の念願を成就させる女性研究員の誕生となるであろう。以上(Mさんによる意見)</p>	<p>義務教育における学習内容は、国が定める学習指導要領によるものとされており、ABO式糖鎖物質に関する学習内容は学習指導要領に記載されていませんが、例えば、中学校の「生物の体のつくりと働き」の単元で細胞について学習しています。</p> <p>引き続き、学習指導要領に基づき、適切に教育課程を実施してまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>
120	Ⅲ3(4)男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進 【女性のメンタルヘルス対策のためのスピーチについて】	62	<p>(意見)女性のメンタルヘルス対策を強化させるべく、彼女たちにスピーチの機会を設けるプランとせよ。</p> <p>(理由)新型コロナウイルス感染症の拡大要因から女性のストレスは増大し、心の健康問題を抱える女性が増えた。これにより、女性も自殺のリスクが高まったとするなら、具体的に如何なる施策が彼女たちにとって必要となるか。一般論ではあるが、比較的、男性よりも女性の方がお喋り好きと言える。コロナ禍の影響により、女性元来の楽しみでもある、ご近所や級友とでの井戸端会議が極めて減ったとなれば、各女性の思考形態は鈍化するばかりか、当然ストレスは溜まる一方となる。コロナ禍においての女性のメンタルヘルス対策を強化するには、相談所を設置し、人の話を聞かせれば済む問題ではない。やはり人は話す動物。少人数規模のイベントでもよいから、公共の場において、彼女たちに発言させることである。例えば、県民の歴史たちを対象にし、「洪沢栄一の魅力」、「坂本龍馬の魅力」と称し、彼女たちに好きな歴史上の人物を選択させて、一人10分ずつのスピーチをしていただくイベントは興味深い。コーディネーターは、ある地区の郷土史研究者や歴史専攻の大学院生でも良い。各女性の孤立を回避させて、彼女たちの存在価値を認識させるには、人の話を一方的に聞かせる企画案ではなく、公共の場より多くの一般女性にマイクで発言させて、良い意味での適度な緊張感を体感させることです。これにより、彼女たちの脳は活性化されると同時にコミュニケーション能力も開花させる自信をも芽生えさせることとなる。</p> <p>以上(Mさんによる意見)</p>	<p>県では、辛い時・気分が落ち込んでいる時等の相談窓口として、「こころの健康相談統一ダイヤル」を24時間・365日体制で実施し、県民の相談に対応しています。</p> <p>また、令和3年7月からは女性も利用しやすいSNS相談「こころのサポート@埼玉」を開始し、毎週日曜と月曜の夜9時から翌朝6時まで相談を受け付けています。</p> <p>更には、精神福祉保健センターでは精神保健福祉士等が専門的な立場からこころの相談に対応しています。</p> <p>今後も、こうした取組を継続してまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
121	Ⅲ3(5)医療分野における女性の参画拡大 【薬剤師の男女比について】	62	<p>(意見)県内在籍の男女薬剤師の割合を均等にするため、県は男性薬剤師を特に増やしていくプランを示せ。それには例年、各大学に割り当てられる文科省からの助成金に対しても、国が文科系学科よりも医療補助的な理学系学部への予算編成を優先しなければならない。そのために、知事が財務省、文科省そして内閣府に意見書を提出する計画とせよ。</p> <p>(理由)当計画P59の資料によれば、医師と歯科医師の割合が女性の場合、何れも4分の1を切る圧倒的な男女差となっている。医学生女子が外科医の専攻を極度に嫌う要因のみならず、解剖実習を極度に嫌がる女子と男性患者の歯を治療することを生理的に嫌がる女子が当初から医学の道を避けて薬剤師の職へと流れていく背景がうかがえる。一方これとは逆に、女子の薬剤師が3分の2以上となる約67%に達する。ここでは、男子が女子に大きく押されている。近年の薬剤師不足の問題は深刻である。ドラッグストアが多くなっても、薬剤師が滞在する時間帯でなければ、一類の薬を購入できない問題が生じるだけに、文科省のみならず、埼玉県も男性薬剤師を増やすための学生教育が求められる。それには、化学と生物学の面白さを義務教育から意識付けることである。平たく言えば、文科系志望の学生を薬学系の大学へ少しでも引き釣り込むということです。新型コロナの影響により、文科系よりも理学系の人材が今後益々求められるとなれば、まずもって県は上記意見案を遂行すべきである。以上(Mさんによる意見)</p>	<p>厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」における資料(令和3年6月30日)によると、「現時点で地域偏在等により、薬剤師の不足感があるものの、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、将来的には、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。」との推計結果が示されています。</p> <p>また、埼玉県内の薬剤師数は人口10万人当たり215.5人で全国28位となっており、本県での現状は特に不足が生じている状況ではないと認識しています。</p> <p>一方で、薬局・医療施設従事者の女性の割合が66.6%と女性が多い職種ですが、憲法に定める男女平等、職業選択の自由等の観点から、男女問わず多様化する薬剤師業務に対応できる人材の育成を求められています。</p> <p>→【修正なし】</p>
122	Ⅲ4(1)防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 【避難所運営における女性の参画について】	66	<p>災害時の避難所運営等で女性の意見も取り入れられるようにさらに進めていくべきである。地域の防災会議に参加しているが、他の女性の参加はほとんどない。例えば、女性のトイレの数を男性のトイレの数より多くするべき(県でも推奨している)との意見を言ったところ、男性からずいとの意見が出た。</p>	<p>避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 内閣府(平成28年4月)において、「避難者等の状況を踏まえつつ、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置する」とされており、女性用のトイレをより多く設置する必要があると考えております。</p> <p>市町村に対し、このガイドラインの周知徹底を図ってまいります。</p> <p>なお、男女共同参画推進センター「WithYouさいたま」では、東日本大震災時の避難所での女性の困難や「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のポイント」について、防災フォーラムの開催や貸し出しパネル等により、啓発を図っております。今後、災害の頻発化が懸念することもあり、更なる啓発に尽力してまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>
123	Ⅳ1(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 【意識実態調査の調査項目について】	72	<p>(意見)今後も5年ごとの県民意識調査を実施していくなら、県民回答者の本音を掘り起こす的確な具体的質問を設定していく当プランとせよ。</p> <p>(理由)例えば、1、「ポルノとAVが一切この世から抹殺されている世界をあなたは望みますか?」、2、「あなたは以下3つの内どの女性コンテストなら歓迎するか。→ハイレグ水着審査。パニーガール衣装でのコスプレ審査。浅草カーニバルの踊り審査。」そして、3、「あなたは希望職に就けなければ専業主婦(夫)をしてみたいですか。」以上のような具体的なストレートの質問の仕方を実施しない限り、より正確なデータは反映しづらい。単に、「働きたいですか。」の質問設定は最悪となる。お金に余裕がないから働きたいのか、希望職なら働きたいのか。事細かに質問しなければ、回答データの正確性は落ちる一方となる。つまり回答者を悩ませる極めて抽象的な質問は避けなければ、上記意識調査は無駄になる。以上(Mさんによる意見)</p>	<p>男女共同参画に関する意識・実態調査項目については、これまでの調査結果の推移も踏まえながら、今後も、男女平等の視点から本県における男女共同参画に関する県民意識と生活実態を把握に努めてまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>
124	Ⅳ1(2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援 【日本国憲法に関する学習について】	72	<p>「男女共同参画に関する法制度の学習機会提供」の中で、日本国憲法を明記すべきである。今から約70年前に公布、施行されたわが国の最高法規・日本国憲法には「基本的人権の享有と本質」をうたった第11条をはじめ、男女平等社会の理念が示されている。男女雇用機会均等法、埼玉県男女共同参画推進条例などの法律や条例を学ぶことに異議を唱えないが、大元の日本国憲法を置き去りにしては画竜点睛を欠かないか。</p>	<p>全ての法律や条例等は、日本国憲法を踏まえ制定されており、学習機会の提供に当たっては、その点も踏まえ、推進してまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
125	IV1(5)男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成 【男女共同参画の視点を重視した広報について】	74	公的機関、公共の場での広報物等には、男女共同参画の視点が必要である。萌え絵が性的な表現を含んだコンテンツであることから、特に萌え絵を活用した広報は必要ないと思われる。国連の勧告にかかわらず、街中に露出の多いイラストやキャラクターがあふれている。見慣れてしまつて違和感を感じないのは異常である。表象が持つ意味を公共機関は理解し、適切な広報に努めるべきである。例えば、観光VTUBERが女性を模したキャラクターのみであることや、ミニスカートの服装であることなどに配慮が必要である。	公衆に情報表示するに当たっては、固定的性別役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現に十分留意するよう、「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」により県が率先して取組を進めているところです。ガイドでは「過度に性的な萌えキャラ」等が問題となる事例を提示しております。 →【修正なし】
126	IV2男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 【意識実態調査の調査項目について】	76	76ページ下段に、「男女共同参画社会の実現のために必要なこと」という実態調査結果が載っていますが、どれも同じような表現でピンときません。例えば、「男女混合名簿を使用する」とか「公立高校はすべて男女共学にする」とか。行政がやることと、個人の意識の面で、と分けて調査するのがよいと思います。	御意見を踏まえ、次回調査設計時において、検討してまいります。 →【修正なし】
127	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【県立高校の共学化について】	77	「県立高校共学化の検討」という文言がなくなって久しいですが、是非、「公立高校の男女共学化を進める」という文言を加えてください。 <理由> ① 公立高校が特定の性別の生徒にしか受験、入学の資格を与えないのは性差別に当たり不公平です。 ② P.75全文に、「子供の頃から男女が共に一人の自立した人間として人格や個性を尊重し合うとともに、…」という文言がありますが、現在公立の小学校、中学校は男女共学が普通です。子どもの頃から、男女が共に学校に通っているのに、精神的、身体的に性の意識が発達し、人間関係の大切さをさらに学べる高校生期に、まわりを同性の友人、仲間に限ることは不自然であると思います。	現在、県立学校の共学化についての具体的検討は行われていませんが、現在共学化されていない学校が特色ある学校づくりに向けた取組の中で、共学化を検討する可能性が出てきた場合は、積極的に支援してまいります。 →【修正なし】
128	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【県立高校の共学化について】	77	「男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進①の、学校教育における男女平等教育の推進」の推進項目として、「県立男女別学高校の共学化の推進」を追加することを要望します。 公立高校という公的機関が一方の性に入学を制限して、他方の性には受験機会を与えないというのは、国の男女共同参画社会基本法や埼玉県男女共同参画推進条例の精神に明確に反しています。性差別と言わざるをえません。また、税金の使い方の観点からも公的教育機関としては不公正だと考えます。 埼玉県の公立の男女別学高校のほとんどは実際的には難関大学への進学ルート、いわゆる「進学校」として機能しています。中でも浦和高校は本県の進学トップ校であるだけでなく、全国でも公立高校のトップに位置する高校の一つです。それが男子のみに入学が制限されていて、女子には受験機会も与えられない。学力でも学習意欲でもなく性別によってのみ選別され排除されることは性差別そのものであって、公的教育機関として決してあってはならないことです。 「埼玉県男女共同参画基本計画」の「学校における男女平等教育の推進」の推進項目に「県立学校別学高校の共学化」の文言の追加を強く要望します。	同上

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
129	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【県立高校の共学化について】	77	<p>推進項目①学校教育における男女平等教育の推進、ア～オの次に、以下の項目を追加することを要望します。</p> <p>カ 県立男女別高校の共学化の推進</p> <p>< 理 由 > 県立高校という公的教育機関の入学に関して、性別による制限を設けることは性差別にあたり、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、埼玉県男女共同参画推進条例の違反にあたる、と考えられる * 県立高校という公的教育機関への入学に関して、性別による制限を設け、他方の性を排除することは、国の男女共同参画社会基本法や埼玉県男女共同参画推進条例の趣旨に反し、性差別にあたる、と考えられる。 * 県教育局は「県立男女別高校の現状維持」の理由として「伝統」と「多様な選択肢」を挙げている。しかし、生徒の性別を一方に限定しなければ継承できない「伝統」や公的教育機関として性別を制限する「選択肢」とはどのような意味をもつのか、国・県が目指す「男女共同参画社会の実現」という観点から、再検討されなければならない。 * 全国でもまれな県立男女別高校の継続は、P.75をはじめ、この計画の至る所で「解消」を強調している「固定的性別役割分担意識」やジェンダーに関する「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」を県内地域社会で永続させる一要因になっていると思われる。 次の事実はこの事を見事に証明している。「2020東京五輪ゴルフ会場候補となった県内カントリー・クラブのメンバーシップが男性限定であった事が問題視されたが、「男性限定」を擁護した市長は「何も問題はない。男子校があるのと同じ理由」と述べた」 * P.75の「子供の頃から、男女が共に・・・互いの人格や個性を尊重しあうとともに・・・」の説明にある様に、小・中学校を通して公立学校では男女共学が当たり前であり、公立高校でも当然共学であるべきと考える。心身の成長と共に人間関係の大切さを更に学べる高校段階において、片方の性別に限る環境は非常に不自然である。 * 近年「性の多様性」の尊重が重視され、学校教育においても性的少数者の人権に配慮した慣行の見直しが求められている。女子高・男子高は性別が入学資格の絶対的な基準になるため、学力があっても希望する学校に応募すらできない状況は不当である。</p>	同上
130	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【県立高校の共学化について】	77	<p>①推進項目に以下の網目を追加していただきたい。「県立男女別高校の共学化に向けた検討委員会の設置」</p> <p>< 理 由 > ・公的教育機関である県立高校の入学に際して、性別による制限を設けることは、日本国憲法、男女共同参画社会基本法、および埼玉県男女共同推進条例に違反しており、この基本計画でも施策の最終ゴールである「男女共同参画社会の実現」の観点から、根本的に再検討されなければならない。 平成24年度に県議会で決議された「附帯事項」によって、それまで基本計画にあった「県立男女別学高校の共学化の検討」という推進項目が2期にわたって削除されてきた。しかし、「男女共同参画社会の実現」というゴールにふさわしい教育環境の整備に着手することが、埼玉県の責務と考える。「共学化検討委員会の設置」を提案したい。</p> <p>・なぜ、県立高校だけに一方的な性別の制限が許されるのか、正当な理由はみつからない。公的教育機関で性別による制限が許されるなら、私的なビジネスやその他の組織・団体においても、性別に基づく制限や排除が正当化されるはず、という考え方にもつながる。このことは、2020東京オリンピックの際のゴルフ・カントリークラブの会員資格をめぐる問題に端的に表れている。県立男女別高校の共学化は、県民意識の変革にも大きな影響を与えるであろうと考える。</p>	同上

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
131	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【県立高校の共学化について】	77	施策の基本的な方向(3)推進項目の①に『男子高、女子高の共学化の推進』を加えてください。県立の高校でありながら、男女で入学が制限されることは平等ではありません。男子校女子校に行きたければ、私立の学校に行けばよいのであって、公立に差別があることはおかしいと思います。共学でない高校があるのは、すでに栃木、群馬、埼玉の3県だけになってしまっています。すべての公立高校を共学にしてください。	同上
132	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【男女平等に関する教育について】	77	推進項目①(カ)として、人間がいかに男女平等の権利を獲得してきたかを教育できちんと教えてほしい。	御意見については、推進項目①ウの中の「男女平等の重要性、人権の尊重」の中に含まれてくるものと捉えており、学校では、教科等で指導しております。 →【修正なし】
133	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①学校教育における男女平等教育の推進 【男女共同参画の視点を取り入れた学校教育について】	77	教育では、男女混合名簿の活用や多様な性への配慮が必要である。自分らしくあっていいという教育とともに性教育も重要である。生命の安全教育を軸に性や命にかかわることを取り上げていくべきである。そして、アンコンシャスバイヤスを減らす努力が必要である。男女共同参画を学ぶだけでなく、常に男女共同参画の視点を取り入れた学校教育であるべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、男女平等教育を推進してまいります。 →【修正なし】
134	IV2(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ①ア 児童生徒の発達の段階に応じた適正な性に関する指導の推進 【児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進について】	77	ア 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進 を ア 児童生徒の発達の段階に応じた、科学的で人権を尊重する包括的な性に関する指導の推進 に修正してほしい。 【理由】性教育に関しては、「児童生徒の発達段階を踏まえる」ことは当然であるが、基本計画案では、「適切な」というあいまいな表現しか使われていない。日本の性教育の現状は非常に貧弱で、児童生徒が安全に健康に生きる力になりえていない。従来の「適切な」性教育では、自らの身体に関する科学的知識が教えられないため、被害をうけたこと自体に気づかなかつたり、自らを性暴力から守る行動をとることも難しくなっている。被害と気づかず、何年もたった後からPTSDに苦しむといった例も少なくない。人権尊重の観点から関係性としての性を理解することも必要であり、「同意」の重要性についてもしっかり取り上げていく性教育が必要である。	学校では、思春期における体の変化、生殖に関わる機能の成熟、思春期と健康について、児童生徒の発達の段階に応じた内容を学習しております。また、体に起こる変化に関連して異性への関心の高まりや理解と尊重、自分の行動への責任感などについても学習します。御意見の趣旨を踏まえ、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようにするために、性に関する指導の推進を図ってまいります。 →【修正なし】
135	IV2(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進 【家庭・地域教育に関する人々に「男女平等教育」を義務付けることについて】	77	推進項目①イ「親の学習」 ウ学校応援団 ②家庭教育アドバイザー 「親の学習」、学校応援団、家庭教育アドバイザーに関連する人々に、「男女平等教育」の学習を義務づけてください。現場で行われている、それぞれの活動に参加しているボランティアなどへの学習も充分に行ってください。	『親の学習』を行う埼玉県家庭教育アドバイザーや学校応援団の活動の核となるコーディネーターに向けた研修において、男女平等の視点を取り入れた研修の実施に努めてまいります。 →【修正なし】
136	IV2(3)男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習機会の推進 【男女混合名簿の導入促進について】	78	施策の基本的な方向(3)推進項目の①に「男女混合名簿の導入促進」を加えてください。常に男子が先になる名簿では、学校内の男女平等は進みません。また、LGBTQの児童生徒にとっても望ましいことです。	男女混合名簿については、すでに多くの市町村教育委員会や学校で検討・導入され、男女平等意識を高める上で、一定の成果があったと認識しております。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
137	IV2(3)男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習機会の推進 【LGBTQの児童生徒への理解と学習しやすい環境づくりについて】	78	施策の基本的な方向(3)推進項目の①に「LGBTQの児童生徒への理解と学習しやすい環境づくり」を加えてください。すでに、学校でも様々な問題や課題があると思われます。すべての子どもの権利が保障されることを願います。	LGBTQの児童生徒は、個に応じて配慮事項が異なることから、より個に寄り添った対応が求められます。そのため、本計画では、基本目標Ⅲ-2にあります施策の基本的な方向(3)に位置付けられており、理解の増進を図れるよう取り組んでまいります。 →【修正なし】
138	IV2(3)男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習機会の推進 【妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発について】	61,78	基本目標Ⅲ-3施策の基本的な方向(2)推進項目の②のイに、「妊娠・出産に関する正しい知識(避妊や不妊、性感性症など)の普及啓発(中学生・高校生等に向けた教育を含む)とあることから、基本目標Ⅳ-2施策の基本的な方向(3)推進項目の①に、「妊娠・出産に関する正しい知識(避妊や不妊、性感性症など)の普及啓発」を加えてください。性犯罪や望まぬ妊娠を防ぐためにも、自分の体を守るための正しい知識を学校教育でこそ教えるべきであり、加害者とならないためにも必要です。人権を大切にしない性情報が社会にはびこっている今こそ、学校教育が大事にされるべきです。	御意見の趣旨にある、「性犯罪や望まぬ妊娠を防ぐ」、「自分の体を守るための正しい知識を教える」、「加害者にならない」ための教育については、48ページのⅢ-1(4)①「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実」の部分が該当します。御意見の趣旨を踏まえ、子供を守るための教育の推進を図ってまいります。 →【修正なし】
139	IV2(3)男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進 【With Youさいたまの名称について】	78	(意見)県は早急に埼玉県人権条例を制定した上で、With Youさいたま埼玉県男女共同参画推進センターを改め、With Youさいたま埼玉県人権推進センターに名称変更する計画とせよ。 (理由) LGBT、外国人差別、児童虐待問題そして新型コロナ等による感染症差別のように、当センターも男女差別諸問題の相談のみでは対応仕切れなくなっているのが実情です。平たく言えば、男女差別諸問題をメインにする事業構築の考え方は既に古いのです。然るに多額の予算を投じて建設した当センターを男女共同参画中心の事業で使用させることはランニングコストの効率性から考えても馬鹿げている。男女差別同様に他の人権問題にも充分に対応し得る当センターに進化させることが求められる。以上(Mさんによる意見)	埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)は、県条例第11条に基づき、男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設として、様々な事業を行っております。 御意見のとおり、相談についても、夫婦、家族、人間関係、DV、性的マイノリティに関することなど、多様な内容に対応しております。 なお、センターの名称は設置条例で定められる事項となっております。 →【修正なし】
140	第4章 計画の推進体制	79	計画の推進体制が研修、周知徹底、市町村の取組支援連携になっているが、市町村は県の支援待ち、県は市町村の協力待ちというどちらも責任を取らないつくりになっていることが問題だ。	県男女共同参画推進条例4条を踏まえ、男女共同参画の推進に当たっては、県と市町村は対等の立場で、互いの役割を果たしながら、しっかり連携して取り組んでまいります。 →【修正なし】
141	第4章 計画の推進体制 【苦情処理制度の定着について】	79	男女共同参画苦情処理制度はなぜ定着していないのか。前回の基本計画でも掲げていたことだが、現在県ホームページで公開中の年次報告書によれば、取扱件数は指折り数えるほどしかない。制度の周知徹底に向けて何をし、その結果はどうだったのか。今回の基本計画では前回と異なる取り組みなのか。前回とほぼ同じ文章を載せて、「前進するつもりになっている」と思えてならない。この制度は運用次第で男女共同参画社会実現の阻害要因を浮き彫りにし、男女共同参画の推進活動にヒントを与えてくれる。ゆえに制度定着に本腰を入れてもらいたい。	男女共同参画に関する苦情については、様々な相談機関においても対応しているが、そうした相談結果に満足を得られない場合など、苦情処理機関は、県男女共同参画推進条例第13条に基づき男女共同参画を推進する重要な体制の一つと位置づけています。 制度については、HPはもとよりリーフレットの作成・配布により周知を図っています。 御意見を踏まえ、今後も苦情処理制度の周知・定着を図ってまいります。 →【修正なし】
142	その他	—	個々の研修や努力目標値だけの男女共同参画案である。法改正、罰則規定まで設けて女性参画を促す仕組みを案に盛り込み作らなければ5年後にも数値達成はできないし、女性の貧困は同じになる。	当該計画の根拠規定である、男女共同参画社会基本法では、国、地方公共団体の責務として、男女共同参画社会の形成に向けた施策の策定及び実施、国民は、男女共同参画社会の形成に寄与するものと定めております。 県としては、各々がしっかり責務を果たせるよう、施策の推進に尽力してまいります。 →【修正なし】
143	その他	—	男女共同参画推進センター この2年ほど、以前と方針が変わったと感じる。 女性の心のよりどころとしての機能もあるので、日頃から気軽に入り出ることができることが大切。また、県民・行政が双方向で作り上げていく機関でもあるが、オンラインの導入が遅いと感じる。 機能強化を望む。	コロナ禍において、これまでと同様には主催事業やイベントの開催が難しい状況にありました。現在センターで主催する講演・講座につきまして、できる限りリアルで実施した後にオンライン配信を行い、より多くの県民の皆様に参加いただけるよう実施しています。 今後とも、工夫をし、県民の皆様の意見を反映しながら、事業実施をしていきたいと考えます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
144	その他	—	<p>新型コロナウイルスは、男性が重症化しやすいとのこと で入院点数が女性より高かった。後遺症は女性が出やすい と言われているが、女性の治療は優遇されているのだ ろうか。家族等の世話のために感染しても入院しなかつた 事例や子どものいる人に対して配慮できなかった事例等 がある。女性も安心して治療に専念できる環境づくりは重 要である。また、保健師などの専門職は女性が多く、男性 の県民に怒鳴られる、家庭に帰れば「こんなに大変なら、 仕事を辞めてはどうか」と言われたと聞いている。休暇も 不十分であった。</p>	<p>「女性も安心して治療に専念でできる環境づくり」につい てですが、患者の症状や家庭事情を踏まえた入院調整を 行っております。 自宅療養者に対しては、1日2回の健康観察のほか、体 調不良時には医師による診療が行われる体制としていま す。また、宿泊療養施設の運営については、安心して療 養に専念できるように努めてまいります 「医療現場における暴力・ハラスメント問題」につい ては、以前から医療従事者の離職防止、勤務環境改善の 観点から重視されております。各医療機関の勤務環境改 善の取組を支援するため、県では看護職員の就労環境 改善事業を実施しています。 今後も、医療従事者が働きやすい環境を整えていく取組 が不可欠だと考えております。事業の活用を周知してい ります。 保健所においては、県民の方から御意見を頂戴すること も多く、中には厳しい御意見を頂戴することもございます。 また、新型コロナウイルスの陽性者が多い時期において は、陽性者への対応を優先するため、休暇等が取りづら い状況も生じています。 保健所職員の負担を軽減するため、全庁からの応援職 員の派遣や外部委託の活用などを行っているところで す。引き続き、職員の負担軽減に取り組んでまいります。 →【修正なし】</p>
145	その他	—	<p>(意見) 男性同様に女性にもインターネット等でポルノ映 画・アダルトビデオを観る権利の保障を認めると同時に その彼女たちに対し、偏見をもつこと自体が差別になる旨 を当計画で詳細に解説せよ。</p> <p>(理由) 令和2年実施・県民意識調査第IV章P60に記載され る、「インターネットで女性(男性)の性的側面を過度に強 調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の調査項目で、女 性の20歳代～50歳代の4世代いずれもが46%以下のイエ ス回答となる。上記調査P56最下データで特に問題はな いとする女性が7%だが無回答が23%もの女性がいるの は驚きです。つまり、逆に見れば、上記年代層女性陣54% の内、相当数の女性がインターネットから配信されるポル ノ映画・アダルトビデオの存在自体においては否定するま でもなく、場合によっては容認するとする検証結果を得た ことになる。むしろ、ポルノAVものの視聴を楽しみとする 女性が相当数いる可能性も否定できない点がこの裏デー タから読み取れる。ここ近年、パソコンのみならずスマホ の普及も手伝い、そこから各女性もアダルト動画作品を 何ら遠慮することなく積極的に入手しやすくなった背景が 大きな要因となろう。ましてや SNS に長けた若い世代の 女性なら尚更である。ポルノ等の AV ものは、ネット環境 にない時代は、男性のみが楽しむツールであった。この楽 しみが女性にも開放される時代になったということでもあ る。ここをもっと具体的に表現するなら今後益々、男性の みならず女性にとっても、ポルノと AV を媒体とすることで 益々性的興奮のエクスタシーを単独でも得やすくしよう。 つまり男性同様、それを自慰行為の最大のツールとして 利用していく権利を女性誰しも得やすくなったとも言える。 濃厚な接触感染を恐れる独身男女の量産やコロナ離婚 の影響等でフリーセックスをしにくい現状にあって、これこ そが正に男女同等に与えられた性の自己決定権そのも のと言え。しかも、新たなウイルスの到来によっては、 再三再四の外出自粛事情の生活習慣を強いられるとな れば、今後、益々 AV ものは多くの女性にとっても快樂の 中心となろう。AV 女優志望者が相当に増えている御時世 にあって、仮に県がポルノや AV を性的商品化とする論 法を振りかざすとなれば、特に若い世代の女性をも敵に 回すこととなろう。以上(Mさんによる意見)</p>	<p>昨今、詐欺や脅迫的な言動によって強制的にアダルトビ デオに出演させられたり、その出演を拒否すると多額の違 約金を請求され、アダルトビデオへの出演を余儀なくされ たりする事案について、多方面から問題提起されていま す。 そうした現状を踏まえ、計画案では、基本目標Ⅲ-1の 施策の基本的な方向「(4) 子供、若年層に対する性的な 暴力の根絶に向けた対策の推進」、基本目標Ⅳ-1の施 策の基本的な方向「(6) 人権を侵害するような性・暴力表 現を扱ったメディアからの青少年などの保護」の中で、「い わゆるアダルトビデオ出演強要問題に対する予防啓発の 推進」を推進項目として盛り込んでおります。 →【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
146	その他	—	<p>(意見)県は埼玉県男女共同参画推進審議会の委員選定を今後するに当たり、フェミニスト中心の選定をすることなく、客観的に他の自治体の動向等も把握し得る質問能力の高い委員選定の計画にして下さい。</p> <p>(理由)例えば、当計画案にLGBTの問題が記載されている。この不可解な結果へ至る前に当審議会で活発な激論は無かったのか。何故なら一昨年、国立市は人権条例を制定し、男女共同参画とは別にしてLGBTを当人権推進委員会で審議している。また、横須賀市は一昨年、横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例へ改正することで、LGBT問題に取り組んでいる。いずれも、LGBTを男女共同参画の範疇で審議していく疑問が関係者から生じたからです。こういう他市の事例があるにも関わらず、当審議会の面々から担当所管に質問や問題提起すらなかったとすれば、委員選別の不備と言わざるを得ない。紛れもなく、県は厄介なプロセスを嫌がり、決められた業務進行を優先するため、御用委員の選定に固執したことが発端と見る。特にLGBT取り扱いに関する問題は、当審議会で他市の事例も把握しつつの激論をすべきところである。これが無かったとすれば、何のための審議会か。関係者は大いに反省すべきである。以上(Mさんによる意見)</p>	<p>男女共同参画審議会では男女共同参画推進条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に資するため、知事の諮問に応じて重要な事項を調査、審議したり、県の施策の実施状況について調査し知事に意見を述べることを行っています。</p> <p>選任に当たっては、当該審議会規則第3条により、学識経験のある者、男女共同参画の推進に関する活動を行っている者、市町村の長、関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱しております。</p> <p>国の計画も踏まえながら、男女共同参画社会の実現は、LGBTなどの性的マイノリティなども含め、多様性の尊重につながるという視点に立って議論をいただいております。</p> <p>→【修正なし】</p>
147	その他		議会のメンバー・内容・議事録の全面開示及び全ての人に公表義務付け	<p>埼玉県議会議員の名簿や各定例会の会議録については、埼玉県議会のホームページにて公開しております。 https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html →【修正なし】</p>
148	その他		<p>平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年法律第28号)が公布・施行された。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めているので、男女共同参画計画に取り入れ、政治分野における男女共同参画を推進すべき。県民に働きかけていくべきである。</p> <p>男女別の統計は重要である。LGBTQに配慮すべきはもちろんのこと、適切にジェンダー統計を取り、政策立案に生かしていくべきである。その統計を公表していくことも重要である。</p>	<p>政治分野を含むあらゆる分野における政策決定過程への女性の参画は、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠であり、県議会においても、男女の議員が活躍しやすい環境整備に取り組んでおります。</p> <p>埼玉県議会会議規則や埼玉県議会委員会規程に、出産、育児、家族の看護・介護、配偶者の出産補助を欠席事由の例示として明文化、また出産のため出席できない産前・産後期間を明確にした規定を整備・妊娠中及び出産後の議員、育児のため、乳幼児を連れて登庁した議員のための子育てスペースを設置しております。</p> <p>御指摘のとおり、政策決定への女性の参画拡大に当たっては、政治分野における男女共同参画の推進は重要なテーマとなっています。計画案では、施策の基本的な方向「女性の人材発掘・育成・活躍の促進」の中で、男女共同参画推進センターによる女性リーダー育成講座や啓発パネルの活用により、県民への働きかけを尽力してまいります。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」につきましては、計画の作成時に、男女共同参画をめぐる動きとして掲載してまいります。</p> <p>男女別の統計については、可能な限り、男女共同参画の推進状況を明らかにする年次報告にて、毎年公表しております。</p> <p>→【修正なし】</p>

No.	分野	ページ	御意見の内容	県の対応・考え方
149	その他		<p>(意見)2019年11月1日、埼玉県主催(共助社会づくり課担当)埼玉人生100年時代を楽しむ推進イベントで森永卓郎の講演料に120万円の県税を支出する事業をするくらいなら、今後、その分をWithYouさいたまのイベント予算に配分する予算編成の計画とせよ。</p> <p>(理由)「新装版・負け組のO型こそタレント嫌いで主張せよ!」の内容によれば、上記のような高額な税金講演料や平成21年度都議選啓発事業にテレビスポットCM等の制作費として都税から支出した「劇団ひとり」の出演料800万円。これらの事実を各行政機関と各議員が容認していくことは、間接差別を容認するに等しい。低額収入で苦しむシングルマザーや派遣労働者が上の事実を知るだけで労働意欲の減退と庶民感情の嫉妬心が爆発しよう。人を見下すのが差別とすれば、人生の成功者たる各著名人を各行政が高額な税金出演料を贈呈していくことは、彼ら著名人を各行政が必要以上にチヤホヤとヨイショすることとなる。結果的に全体の奉仕者たる公務員が一部の奉仕者になっている。これらの事案は、明らかに憲法第15条2項に抵触する。つまり、埼玉県の場合、著名人ただ一人に120万円の県税を支出する理不尽な予算編成を組むくらいなら、その分の予算でシングルマザー等各女性が活気づくイベントをWithYouさいたままで実施させるべきであろう。ちなみにWithYouさいたまでは近年、法務省地方委託事業に係る出演者のギャラは上限で一律20万円までと定められている規律を参考にしてのイベント開催を実施しています。以上(Mさんによる意見)</p>	<p>このイベントは地域とのつながりが希薄と言われる都内の大企業等に通う「埼玉都民」向けに地域デビューの重要性を理解してもらうため都内で開催したものです。埼玉県にゆかりがあり、インフルエンサーである森永卓郎氏は「埼玉で暮らす悠々自適の定年後」をテーマに、参加者の埼玉都民に定年後の自らの活動、活躍のきっかけづくりについて講演いただきました。講演料については、適正な予算執行であると考えております。</p> <p>→【修正なし】</p>
150	その他		<p>今回パブリックコメントをしたくても、応募期間が10/1~10/31と余りにも短く、この情報を得たのも、最近でしたので、全て確認出来ず、残念です。どうか、パブリックコメントを広く知らせる公共の努力をしていただけたらと思います。せめて半年位は、パブリックコメントを募集してください。お願いします。</p>	<p>埼玉県男女共同参画基本計画(案)の県民コメントは、埼玉県県民コメント制度に関する要綱に基づき1か月間の期間を設けて実施いたしました。</p> <p>周知にあたっては、男女共同参画課のホームページや彩の国だよりにも掲載したほか、今回は、計画の概要を分かりやすくお伝えするためYouTubeによる動画配信も行ったところです。</p> <p>今後とも県民コメントの実施に当たっては、広く周知を図ってまいります。</p> <p>→【修正なし】</p>